

2022年度に向けた

「政策・制度要求と提言」

に対する回答書

2022年5月

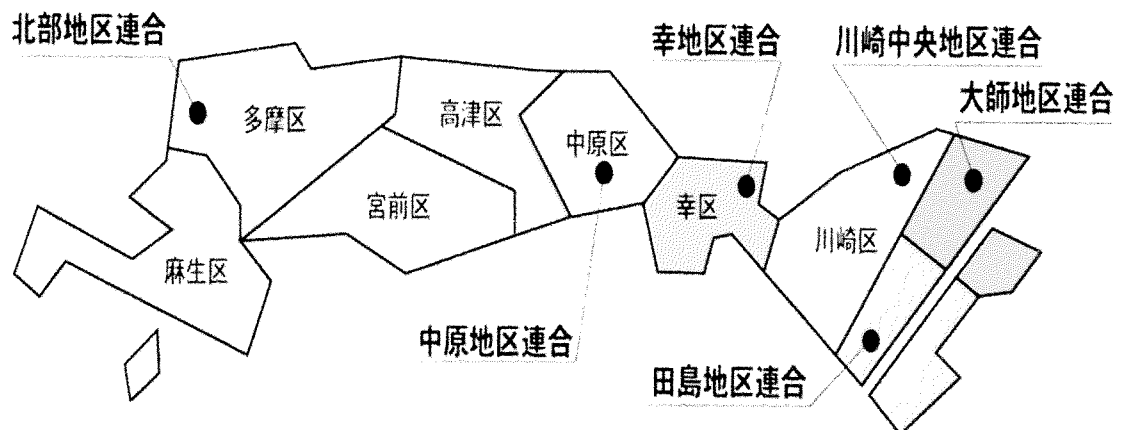
川崎地域連合

目 次

重点要求項目

全市要求項目

- 産業・労働・雇用
- 都市整備
- 健康・福祉・医療
- 平和・人権
- 行 政
- 道路交通
- 生活環境
- 環境・エネルギー
- 教 育



川崎地域連合

2022年度に向けた
政策・制度要求と提言

川崎市回答書

令和4年(2022年) 1月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2022年度に向けた「政策・制度要求と提言」について

【重点要求】



(1) 新型コロナウイルス感染症への対策について

補強	<p>① ワクチン接種は進んでいるものの、with コロナや新たな感染症への対応を見据えた、地域医療構想の再検討をするとともに、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。</p> <p>② 平常時から市民生活への影響を最小限にとどめるため、予防方法や感染防止策などの情報発信について引き続き継続すること。</p> <p>③ 市の感染予防体制の維持策として、医療消耗品の支援を継続すること。また、風評被害を防ぐ取組やメンタルヘルスサポートを継続すること。</p> <p>④ 希望者全員を対象にしたワクチン接種は進んでいるが、ワクチンの持続期間が不明なため抗体検査の実施が可能になるよう国や県に対し働きかけること。</p> <p>⑤ 宿泊施設や飲食店の感染症対策は、対策が見える化した「感染防止対策取組書」や酒類を提供できる「マスク飲食実施店」の認証などを推進していると聞いている。引き続き、事業者への啓発及び支援、広報活動を強化すること。</p> <p>⑥ コロナ禍の解雇や雇止めの最新の人数を報告すること。引き続き、失職者等に対する独自の生活支援策（住居確保給付金含む）や再就職支援の強化をはかること。</p>
新規	<p>⑦ 「かわさき地元応援券」は評価できるが、電子決済形態を検討してほしい。</p>

【回答①：健康福祉局 保健医療政策室・保健企画担当】

これまで、神奈川県地域医療構想において、今後、療養病床を含む回復期及び慢性期病床の不足が見込まれていることから、過剰が見込まれる急性期機能から不足が見込まれる回復期・慢性期機能への病床転換に向けて、取組を推進してきたところですが、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、本市におきましても、高度急性期や急性期病床のあり方について適切な時期に検証を行った上で、2025年に向けた病床数の必要量等を議論していく必要があると考えております。

保健所については、相談体制等の民間活用や疫学調査等の補助に当たる人員の増強など体制強化を図るとともに、適時、状況に応じて他部署からの職員の応援体制を構築してきたところであり、今後も、引き続き、地域の保健医療関係団体の協力をいただきながら、保健医療体制の構築を進めてまいります。

【回答②：健康福祉局 感染症対策課】

新型コロナウイルス感染症に関する予防方法や感染防止対策などの情報発信につきましては、本市のホームページ上に「かわさきコロナ情報動画特設ページ」を開設し、市長自ら定期的に感染症発生状況や予防方法、感染防止策、新型コロナウイルスに関する支援策等について動画配信による情報発信をしています。また、同じく、本市のホームページ上に「新型コロナウイルス感染症総合ページ」や「川崎市内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況」を開設し情報を日々更新しています。加えて「新型コロナウイルス感染症モニタリング状況」を開設し、直近1週間の市内の感染状況について、本市健康安全研究所所長であり、国の専門家会議のメンバーでもある岡部所長の評価コメントを添えて、市民に対してわかりやすい広報に努めております。今後においても引き続き、最新の知見に基づく情報発信に努め、市民の皆様の健康と安全・安心の確保に努めてまいります。

【回答③：健康福祉局 感染症対策課、精神保健課】

マスク等の物資については、国の優先供給スキームに基づき、国及び県から供給が行われ、本市においても物資の確保に努め、医療提供施設からの要請に応じて供給を行ってまいりました。今後も、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、効果的な物資の支援のあり方について検討してまいります。

メンタルヘルスサポートについて本市では、市のホームページ上に、新型コロナウイルス感染症流行下において、こころの健康を保つための取組として、ストレス対処の方法やセルフマネジメントをわかりやすくまとめ、掲載しています。また、関連機関で行っている新型コロナウイルスに対するこころのケアのページを案内するほか、新型コロナウイルスによる精神的ストレス等について、平日だけでなく土日祝を含む365日相談できるところとして、「こころの電話相談」を市政だよりやタウンニュースに掲載し、広く情報発信に努めてきました。

引き続き関係機関とも連携し、市民の皆様のこころの健康の確保に努めてまいります。

【回答③：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、市のホームページ上に、「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」のページを作成し、不当な差別、偏見をせず、正確な情報を入手し、人権に配慮した冷静な行動をとるよう啓発するとともに、人権相談窓口の案内をしています。

また、「多くの方が非常に不安な生活を余儀なくされている中であっても、私たちの生活基盤を支えている、いわゆるエッセンシャルワーカーの人たちに対する不当な誹謗中傷・不当な差別をしない。周りの方がやっていたら、是非、止めていただきたい」という市長メッセージを発信しています。

さらに、川崎市人権パンフレットの改訂に伴い、その前書部分に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて」として、「一人ひとりが人権に配慮した、冷静な行動を取ることが大切である」と掲載するなど、不当な差別の解消に向けた人権啓発の取組を進めています。

引き続き、こうした啓発の取組を継続するとことにより、人権意識の高揚に努めてまいります。

【回答④：健康福祉局 感染症対策課】

新型コロナワクチン接種後の抗体検査につきましては、実施の必要性も含め情報収集に努めるとともに、必要に応じて国や県と連携を図ってまいります。

【回答⑤：経済労働局 商業振興課】

神奈川県においては、「感染防止対策取組書」の推進に加え、「マスク飲食」の徹底を図ること、飲食店事業者の持続可能な営業環境を維持するとともに、新型コロナウイルスの感染リスクを下げ、利用者が安心して店舗を利用できるよう、飲食店の第三者認証制度として「マスク飲食実施店」認証制度の推進に取り組んでおります。両取組とも「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の受給に必要な事業であるため、本市としても県の依頼を受け、手引き等を各区役所へ配架することにより、市内事業者へ周知を図っているところでございます。

引き続き県と連携し、市内事業者への情報提供等に取り組んでまいりたいと存じます。

【回答⑤：健康福祉局 感染症対策課】

利用者が飲食店等を安心して利用できるように、神奈川県においては県内の事業者に対して、業種ごとに定められた感染対策ガイドラインに基づく対策を行うようお願いするとともに、どのような対策を行っているかを見える化する「感染防止対策取組書」の推進に取り組んでいるところです。今後も神奈川県内自治体と連携し、引き続き事業者への啓発や広報活動について協力してまいりたいと存じます。

【回答⑥：経済労働局 労働雇用部】

本市では、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇や雇止めに関する調査は実施しておりませんが、厚生労働省では都道府県単位で公表しており、神奈川県内においては、7月21日時点で、解雇等見込み労働者数は、累計5,095人と発表しております。

再就職支援につきましては、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者の様々なニーズに応じた相談対応や職業紹介、求人開拓を行うほか、就職準備セミナーの開催等を実施しております。また、令和2年度からは、特別電話就業相談窓口の設置、求人開拓員増員による体制強化を行い、令和3年度にはオンライン相談窓口を設置するなど、コロナ禍での就業支援に取り組んでおります。

【回答⑥：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市においては昨年度に引き続き、だいJOBセンターにおいて、職員体制を強化し、住居確保給付金について速やかな給付を行っている他、就職支援を含む生活の相談に応じております。

【回答⑦：経済労働局 川崎じもと応援券担当】

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、電子決済は非接触型の決済手段として消費者ニーズが高まっています。今後、商業者等のデジタル化の状況を踏まえた支援策を展開し、デジタルを活用したサービスの提供や、情報発信が一層促進されるよう取り組んでまいります。

(2) 大規模災害対策に対する取り組みについて

補強

想定される首都直下型地震や豪雨災害などの巨大災害に備えるため、過去に発生した災害から得られた検証結果と教訓を最大限に生かした「命を守る防災・減災」の災害に強い街づくりの推進が求められている。

	<p>① AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。</p> <p>② 大規模災害発生時は適正な避難情報の発令を継続すること。また、在住外国、観光滞在者に対して、かわさきFMを通じた情報提供を実施するとしているが、具体的な取り組みについて説明願いたい。</p> <p>③ 福祉避難所として協定を締結している202施設に対して、備蓄品の購入と、二次避難所開設訓練の実施に取り組んでいると聞いているが、詳細について報告すること。</p> <p>④ 避難所の運営について、班員の選出に女性を編入させるように努めていると聞いているが、詳細について報告すること。</p>
--	--

【回答①：総務企画局 危機管理室】

令和3年度に稼動を開始した、新たな総合防災情報システムは、国、県、市が管理する河川カメラ、水位計、雨量計等の情報を集約するとともに、SNSへの投稿情報をAIにより自動分析することで、災害対応に当たる職員が的確に状況を把握し、判断できるよう開発したところですが、今後につきましても、最新技術情報等を収集しながら、最適な手段の検討を進めることにより、大規模災害発生時の被害軽減に努めてまいります。

【回答②：総務企画局 危機管理室】

避難情報については、電子メール、ホームページ、防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ツイッターなど様々な媒体を用いて情報提供するとともに、広報車による呼びかけ、同報FAX等により、対象区域内の要配慮者利用施設等にも情報が伝わるよう引き続き努めてまいります。

また、かわさきFMによる外国語による防災情報提供を実施するため、市民文化局多文化共生推進課では公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時にかわさきFMに外国語ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、外国語ボランティアの確保に努めているところです。

【回答③：健康福祉局 危機管理担当】

二次避難所の機能の充実を図り、福祉施設の防災力を高めるため、「二次避難所開設訓練」を実施する施設に対して、二次避難所の開設・訓練に必要な物資の購入費の一部（1施設当たり最大20万円）を負担しております。

平成31年度から当事業を実施しており、平成31年度には11施設、令和2年度には14施設に参加いただいております。それぞれの施設にて発電機やテント、簡易トイレ等を購入し、訓練に活用いただいております。

また、コロナ禍という状況を鑑み、飛沫感染等の感染対策を踏まえた環境整備を目的に、必要な物資である簡易テントや簡易ベッド、携帯トイレ袋等の配置を進めております。

今後につきましても福祉施設関係者の御意見等も踏まえながら、実行性ある取組を着実に推進してまいります。

避難所運営への女性の編入につきましては、「避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」において、「避難所運営会議の構成員は、年齢や性別等に配慮し、様々な立場の方の意見を反映できるよう努めます。特に、女性の参画の推進を図り、男女のニーズの違いなどに配慮した体制の確立に努めるもの」としております。

また、避難所運営会議の基本的事項のひとつといたしましても、「業務遂行にあたっては、被災時の男女ニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進や性的マイノリティへの理解・配慮の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるもの」としております。

(3) JR南武線の輸送力増強と駅の安全対策について

継続	<p>JR南武線の混雑や運行の遅延はコロナ禍で多少緩和されたものの、以下の対応策の実行は必要と考える。</p>
補強	<p>① 連続立体交差事業の都市計画決定を見送ると報道されているが、本事業について早期実現をはかること。</p> <p>② 連続立体交差化に伴う高架下は全体の15%を市で活用できるようだが、保育施設、自転車専用レーン、駐輪場などの整備をおこなうこと。</p> <p>③ 輸送力増強の観点から、通勤・通学時間帯の増便や車両の長編成化の早期実現をはかること。</p> <p>④ ホームの混雑解消の観点から、ホーム拡幅の早期実現をはかること。</p> <p>⑤ ホームドア設置について武蔵小杉駅は、令和4年3月に設置完了予定としているが、予定している他の駅についても引き続き働きかけをおこなうこと。</p> <p>⑥ 早急に全駅のAED（自動対外式除細動器）設置をおこなうこと。</p>

【回答①：建設緑政局 道路整備課】

新型コロナウイルス感染症による社会経済状況への影響の大きさについて見通しが立たない中で、長期にわたり財源や人的資源の面で負担が大きい大規模投資的事業のうちJR南武線連続立体交差事業の令和2年度の都市計画手続きの見送りを決定し、事業費の縮減や事業期間の短縮について検討を行うことを令和3年1月に公表いたしました。

その後、検討を進め、現計画の『仮線高架工法』に比べ事業費の縮減と事業期間の短縮の効果が見込まれる『別線高架工法』での事業化に向け都市計画手続きを進めることを令和3年11月に公表し、さらに、令和4年2月に公表する第3期実施計画案などにおいて、当該事業の都市計画手続きなど事業化に向けた手続きのスケジュールを公表したいと考えております。

【回答②：建設緑政局 道路整備課】

高架下の活用方法については、事業の進捗に合わせ、地域の要望などを踏まえ検討してまいりますと考えておりますが、南武線I期事業（武蔵小杉駅～武蔵溝ノ口駅）の例によりまずと駐輪場や公園の整備を行っております。

【回答③：まちづくり局 交通政策室】

南武線の増発、車両の長編成化につきましては、神奈川県と県内全ての市町村及び経済団体によって構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等により、ＪＲ東日本に対し要望を行っているところでございます。

長編成化につきましては、ＪＲ東日本から、ホームの前後に踏切のある駅が多いことや車両基地の拡張等、設備の大幅な改修が必要となるなどの課題があると伺っております。

輸送力増強は基本的に鉄道事業者が取り組むべきものでございますので、本市といたしましては、今後も引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等により、輸送力増強について同社に対し要望してまいります。

【回答④：まちづくり局 交通政策室】

ＪＲ南武線におけるホーム上の混雑・安全対策につきましては、平成 30 年 4 月に武蔵小杉駅下りホームの一部が拡張されたところであり、また、ホームドアの整備推進を図っているところでございます。

本市といたしましては、南武線におけるホームの混雑・安全対策について、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議により、引き続き、ＪＲ東日本に対し要望してまいります。

【回答⑤：まちづくり局 交通政策室】

本市では、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、市民にとって身近な鉄道駅の安全性と利便性の確保に向け、ホームドア整備に対して補助制度を設けて、鉄道事業者による整備を促進しているところです。

また、今後、整備を予定している南武線の他の駅につきましても、引き続き、ＪＲ東日本に対してホームドアの早期設置について、働きかけてまいります。

【回答⑥：まちづくり局 交通政策室】

AEDの設置につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、設置駅の拡大や、AEDを的確に使用するための駅員等への普通救命講習受講の促進等をＪＲ東日本に要望しております。令和 2 年度の回答では、「今後、未設置駅への設置を検討する」と伺っており、引き続き、同社に対し、未設置駅への設置を求めてまいります。

(4) 南武線「平間駅」の踏切と周辺の安全対策について

補強	<p>① 駅に隣接する“開かずの踏切”について、遮断機に新システムを導入した設備の効果について報告すること。</p> <p>② 西側の改札口を早急に設置すること。</p>
----	---

【回答①：建設緑政局 道路整備課】

J R 東日本は、令和 3 年 2 月に平間駅に隣接する平間駅前踏切に新システム（賢い踏切）を導入しております。

導入後、市で踏切の遮断時間などの測定を行っており、導入前と比べピーク時遮断時間などが短縮する改善効果がございました。

平間駅前踏切 遮断時間の状況（川崎市調査）

	ピーク時 遮断時間	最長 遮断時間	下り線 1 本 あたりの遮断時間
令和 2 年 10 月 7 日	5 2 分	1 0 分	1 分 5 5 秒
令和 3 年 2 月 26 日	賢い踏切 導入		
令和 3 年 3 月 1 日	4 5 分	4 分	1 分 2 5 秒
令和 3 年 5 月 11 日	4 7 分	4 分	1 分 2 8 秒
令和 3 年 10 月 12 日	4 4 分	4 分	1 分 2 7 秒

【回答②：建設緑政局 道路整備課】

平間駅西側への改札口の設置について検討したところ、鉄道施設などの移設が必要であり、想定よりも大規模な工事が必要であることや、連続立体交差事業の構造工法の見直しを行ったことで、工事着手すると西側の改札が利用できなくなることなどが分かりました。

そのため、これらの検討結果や、令和 3 年 2 月に平間駅に隣接する平間駅前踏切に導入した賢い踏切の効果が高いこと、さらに、連続立体交差事業の構造工法の見直しにより、平間駅前踏切の開かずの踏切解消までの期間短縮が見込めることなどを踏まえ、踏切の遮断時間などを注視するとともに、連続立体交差事業の進捗状況などを踏まえ、西側の改札口の設置など必要な安全対策について検討してまいります。

（5）南武線「矢向駅」の踏切と周辺の安全対策について

新規

- ① 北側改札口の開設を働き掛けること。
- ② 歩道橋にエレベーター設置を働き掛けること。

矢向駅の北側で生活する利用者は、踏切を渡るか歩道橋を渡って南口改札に移動しているが、高齢者及び障がい者は、歩道橋の階段の昇降が厳しく、踏切を横断するには開いている時間が短く、車の往来が激しいため（※）危険を感じている。

※午前 8 時～9 時には、電車の通過が上下 46 本。踏切を通過する車両は 124 台。

【回答①：建設緑政局 道路整備課】

J R 南武線の尻手駅から矢向駅間については、横浜市が「踏切整備計画」及び「踏切安全対策実施計画」において矢向駅周辺を連続立体交差候補区間として位置付けております。

また、本市では矢向駅から武蔵小杉駅間について、「別線高架工法」での連続立体交差事業の事業化に向け、必要な都市計画手続き等を進めることを令和 3 年 11 月に公表いたしましたことから、今後も横浜市などの関係機関と協議、調整を行ってまいります。

【回答②：建設緑政局 道路整備課】

J R南武線の尻手駅から矢向駅間については、横浜市が「踏切整備計画」及び「踏切安全対策実施計画」において矢向駅周辺を連続立体交差候補区間として位置付けております。

また、本市では矢向駅から武蔵小杉駅間について、「別線高架工法」での連続立体交差事業の事業化に向け、必要な都市計画手続き等を進めることを令和3年11月に公表いたしましたことから、今後も横浜市などの関係機関と協議、調整を行ってまいります。

(6) すべての世代が安心して暮らすための方策について

補強	① 待機児童解消の取り組みは働く者にとって重要な政策である。川崎市は令和3年4月に待機児童ゼロを達成したと報道されているが、引き続き保育園入園希望者のニーズに対応した対策を継続すること。また、子どもが2人以上の場合、別々の保育園で預けることを余儀なくされる場合がある。市の事情も十分に理解するが、働く者にとって重要な問題であるため方面や場所について配慮を求めたい。
新規	② 育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを推進すること。
新規	③ 感染症拡大による介護サービスの受入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクや、クラスターの発生・感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることから、これまでの感染症対策について検証をすすめ、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、必要に応じて衛生用品の購入費の助成等、支援などの充実をはかること。
新規	④ 「ヤングケアラー」についての全国的な実態調査の結果から、国は「早期把握」や「相談支援」の強化など支援策をまとめた。川崎市において「早期把握」をおこなうこと。また、ヤングケアラーの6割以上が、誰かに相談した経験がないと答えていることから、対面やSNSなどオンラインで相談を受け付ける取り組みを進めること。さらに子どもが主に介護を担っている家庭には子どもによる介護を前提とせず、在宅むけの介護サービスの提供をおこなうこと。
新規	⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、非正規雇用者をはじめ学生やひとり親世帯の生活困窮が増加している。フードバンク団体の調査では、「提供可能な食品量に余裕がない」「解決したい課題の優先順位は運営費」との回答が多くあった。川崎市として、フードバンク活動に対する食品受入から発送までの物流コストや事務的経費について補助金の検討をおこなうこと。
新規	⑥ アフターコロナ（感染症予防・拡大防止対策など）が継続する場合は、対人・対面による援助が必要な障がい者にとって生活・教育・社会参加に影響が生じることから、行政と関係機関が連携を強化し持続可能な方策を講じること。

【回答①：こども未来局 保育対策課】

令和3年4月1日現在の待機児童数は、4年ぶりに0人となりました。

待機児童の解消については、市政の最重要課題と位置づけており、今後の申請状況等を踏まえ、高まる保育ニーズに対応できるよう、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、引き続き保育受入枠の確保に努めてまいります。

また、区役所においては申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。

きょうだいの同時申請については、保護者の希望に基づき、なるべく同園の利用ができるよう条件設定ができるほか、利用調整基準別表3において、「現にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設の利用を希望する世帯」については、項目点1点を加点しており、きょうだいの同園利用の希望について配慮しています。

また、きょうだいが別園となった場合も転園希望が可能であり、利用調整上、保育所等を利用していない児童と同等の扱いをしています。

今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

【回答②：市民文化局 人権・男女共同参画室】

川崎市男女共同参画センターでは、市民との協働事業として市民活動団体と連携してダブルケアをはじめとしたケアの当事者向けの講座を実施するなど、ダブルケアについて話せてつながる場づくりや、情報収集・情報発信などを行っているところです。

【回答②：経済労働局 労働雇用部】

本市といたしましては、制度の周知を図り、理解を深めていただくことがワークライフバランスの実現にとって重要であると考えておりますので、「かわさき労働情報」を活用した周知をはじめ、従業員の育児・介護の両立をテーマにしたセミナーを開催するなど、情報発信に努めているところでございます。今後も引き続き、事業者・労働者向け情報誌を活用した周知をはじめ、セミナーや個別相談会等の開催を通じて、ワークライフバランス実現に向けた取組を推進してまいりたいと存じます。

【回答②：健康福祉局 高齢者事業推進課】

1 ダブルケアについて

本市では、区役所地域みまもり支援センターや各分野の相談支援機関が、ダブルケアなどの複合課題を抱えた家族の状況に応じて、子育てや介護に関するサービスの利用につなげる等、連携しながら相談に応じています。

また、特別養護老人ホームの入居判定に際しては、本人の要介護度や認知症症状のほか、介護者が育児中や複数介護、就労等を理由に十分な介護ができていない状況にある方に対して加点をするなど、川崎市特別養護老人ホーム入退去指針に基づき一定の配慮を行っています。

情報提供・周知については、介護保険制度や高齢者福祉等の取組をわかりやすくまとめた「高齢者福祉のしおり」をはじめ、「第8期かわさきいきいき長寿プラン」を各区役所等で配布するなど、広く周知しており、今後も効果的な情報提供や広報に努めます。

2 ワーク・ライフ・バランスについて

育児をはじめとする様々な事情を持つ方のワーク・ライフ・バランスの向上等に向けて、その方々の働く環境の整備と意識改革、そして多様な働き方を推進していく必要があると認識しております。

【回答②：こども未来局 企画課】

本市では、平成30年度からの4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開しております。

本プランに基づき、「かわさき子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育て応援ナビ」（市ホームページ）、本年3月にリニューアルした子育てアプリ等により、子育ての各種制度や事業、施設などの情報提供を効果的に行い、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでまいります。

なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

【回答③：健康福祉局 高齢者事業推進課】

新型コロナウイルスの感染拡大期においても、介護サービスをはじめとする保健福祉サービスは、重要な社会インフラであり、高齢者等の生命と生活を維持するためには、必要な業務が継続されることが必要であることから、本市は、介護施設・事業所に対し、十分な感染防止対策を前提として、必要な各種サービスを、継続的かつ着実に提供するよう要請しているところです。

また、介護施設・事業所に対して、感染予防・感染拡大防止に必要な衛生用品等の供給を必要に応じて行うほか、感染が発生、拡大した場合等の緊急時において、サービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする補助金の交付を実施してまいります。

【回答④：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

国の報告書においては、発見・把握したヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするため、既存の支援サービスに適切につなげることが必要であるとされております。

本市においても、福祉・医療等をはじめとした地域の関係機関がヤングケアラーについての理解を深めること等により、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

【回答④：こども未来局 企画課、教育委員会事務局教育政策室】

潜在化しがちなヤングケアラーを早期発見・把握するためには、学校においてヤングケアラーを把握する取組のほか、医療機関・福祉事業者、その他地域目線で把握する取組が掲げられ、そのために、研修等によるヤングケアラーの理解促進を図る必要があるとされていることから、本市におきましては、教職員へヤングケアラーの概念の周知を図るために、今年度新たに、スクールソーシャルワーカーをはじめ各学校の生徒指導担当者やスクールカウンセラーを対象に、ヤングケアラーに関する研修を実施してまいりました。また、学校においては、学級担任と子どもとの会話や、欠席理由、日常的な観察を通して児童生徒の状況把握に努めており、児童生徒の変化に気づいた場合には、これらの情報を校内で共有し、実態の把握に努め、実情に応じて区教育担当等に情報提供しているところです。

また、本市におきましては、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指しておりますので、国の動向を注視しながら、ヤングケアラーにつきましても、地域みまもり支援センターをはじめ、様々な相談機関が強みを活かして連携し、多様な課題に対して、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の充実にに向けて取り組んでまいります。

【回答⑤：環境局 減量推進課】

食品ロス削減を目的として、地元のフードバンクと連携し、各家庭で使いきれない未利用食品を回収する「フードドライブ」を実施しています。現在、市内7個所で常設実施しており、回収された食品を市内のフードバンクにお渡ししています。

【回答⑤：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市では、「フードバンクかながわ」から食品を受領する際に、各区役所保護課、だいJOBセンター、ホームレス巡回相談、学習支援受託事業者分を集約し、「フードバンクかながわ」の拠点にて受領をしている他、不足した場合には余裕のある部署から融通してもらうなど連携して対応しています。

【回答⑥：健康福祉局 障害計画課、障害者施設指導課、感染症対策課】

三密を避ける、適切な距離が保てないなどの時はマスクをつける、換気に気をつける、手洗い・手指の消毒をこまめにするなどは、日常生活において感染の拡大を予防するための基本的かつ重要な注意点であり、これまでのウイルスであっても変異株のウイルスであっても共通の、また有効な予防対策法です。今後も関係機関と連携を図り必要な啓発や広報活動に取り組んでまいりたいと存じます。

また、これまで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、障害のある方が安心・安全に必要な障害福祉サービスを利用できるようにするため、障害福祉サービス事業者へのマスクや消毒液など衛生用品の配布等の取組を行ってきたところでございます。

今後につきましても、障害のある方が安心・安全に日常生活をお過ごしできるように、施設等での新型コロナウイルス感染拡大防止の取組や障害のある方への理解を深める取組を進めてまいりたいと考えております。

(7) 子どもの貧困・子育て支援の強化について

新規

- ① 県は「神奈川県子ども貧困対策推進計画」（2020～2024年）を策定し、市や関係団体と連携して取り組んでいる。一方で利用者に情報が届く仕組みを充実・強化する必要がある。ひとり親世帯と子どもの貧困が増加しており、生活保障・就

補強	<p>労・教育・子育てなど、切れ目のない支援が必要とされる。社会全体で子ども貧困世帯を支える仕組みを構築するための施策を推進すること。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり児童虐待は大幅に増加している（2020年度の警察から児童相談所への通報数は前年度8.9%増、10万6960人）。児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などの体制強化を進めること。</p> <p>③ 区役所を含めた相談・支援の充実のため、専門職の増員や教育（育成）の取組について報告すること。</p>
----	---

【回答①：こども未来局 企画課】

子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が、漏れのない、また、切れ目のない連携した重層的な支援を行っていくことが重要と考えます。

本市では、平成30年度からの4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開しております。

子どもの貧困対策については、本プラン第5章において、基本的な考え方、施策の方向性、推進項目を示し、地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中ですこやかに成長できるよう、必要な施策を総合的に推進しているところです。

なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

【回答②：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室】

これまで平成30年12月に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）及び令和元年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などの体制強化を進めているところであり、引き続き推進してまいります。

【回答③：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室】

区役所の体制につきましては、児童虐待相談・通告件数の増加などを踏まえ、令和2年度に各区役所・支所に社会福祉職を1名増員したところでございまして、今後も体制の強化に努めてまいります。

また、人材育成につきましては、平成28年改正児童福祉法により、児童福祉司に研修が義務付けられるなど、資質向上の取組が定められたところですが、本市におきましても、義務研修や、児童相談所新任研修等に区役所の職員も参加対象とするなど、区役所も含めた人材育成を進めているところでございます。

【対市要求】

【産業・労働・雇用政策】



(1) 障がい者雇用のさらなる促進と雇用継続について

継続	① 川崎市における障がい者雇用率は2.50%（2020年12月現在）となっているが、引き続き、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用拡大と就労支援の取り組みを継続すること。
----	--

【回答①：総務企画局 人事課】

本市の障害者雇用率については、令和2（2020）年6月1日時点で2.53%となり、令和3年6月1日時点の雇用率については、2.66%と神奈川労働局へ報告したところでございます。

障害者の雇用拡大及び就労支援の取組については、大変重要と認識しておりますので、引き続き、職場定着支援の取組を進めながら、更なる雇用拡大に向け、取り組んでまいります。

(2) 中小企業の活性化、発展の取り組みについて

継続	① 「川崎市働き方改革・生産性革命推進本部」はウィズコロナ・アフターコロナにおける「新たな生活様式」を踏まえ、中小企業のニーズに対応した支援策の検討を進めこと。 ② 川崎市は、公契約条項を盛り込んだ改正契約条例が公正労働の確保に寄与しているが、運用を守れるようチェック機能を持続的に働かせること。また、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究をおこない、引き続き公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めること。
----	--

【回答①：経済労働局 労働雇用部】

本市では、「川崎市働き方改革・生産性革命推進プラットフォーム」において、川崎商工会議所や川崎信用金庫など市内の経済団体や金融機関等との連携し、市内中小企業のニーズを踏まえ、「意識醸成・掘り起こし」、「実践・導入支援」、「広報・普及促進」の3つの視点により、幅広い業種を対象とした支援を実施しております。

「意識醸成・掘り起こし」の支援内容といたしましては、生産性向上・働き方改革に関する技術やサービスの発信や具体的な取組事例を発信するためのセミナーの開催、「実践・導入支援」の支援内容といたしましては、テレワークの導入やECサイトの構築、帳票類のデータ化推進などICT導入の取組に対する助成、波及効果の高い新たな取組に対する創出するモデル事業の実施等を行っております。

「広報・普及促進」の支援内容といたしましては、優れた取組を発信するための表彰事業、具体的な事例をとりまとめた事例集の発行、人材確保のための「就職フェアへの出展料や就職サイトへの掲載料」「広く就職希望者に周知するための動画やパンフレット等の作成委託料」等の助成を行っております。

このような取組を通じて、引き続き、幅広い業種の市内中小企業の生産性向上や働き方改革の推進を通じて、ウィズコロナ・アフターコロナにおける「新たな生活様式」に対応した支援を行ってまいります。

【回答②：財政局 契約課】

本市におきましては、平成23年4月から公契約制度を実施し、作業報酬下限額以上の支払を確認するため、作業報酬台帳の提出を義務付け、その内容の確認を行ってきたところで

す。
今後におきましても、他都市の公契約制度の運用方法や、実効性を確保するための方法について、調査・研究していくとともに、作業報酬審議会の意見を聴きながら、引き続き、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

(3) 労働による健康障害防止対策の推進について

継続

- ① パワー・ハラスメント対策を行っている企業は、千人以上は約90%に対し99人以下の企業は26%となっている。事業主、労働者がパワハラに関する理解を深められるための啓発・広報活動に取り組むこと。
- ② 仕事が要因による脳・心臓疾患、精神障害、過労死が依然として大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。引き続き、普及啓発活動を強化すること。

【回答①：経済労働局 労働雇用部】

2020年6月に労働施策総合推進法が改正され、企業のパワー・ハラスメント防止対策が法制化されたことを受け、情報誌「かわさき労働情報」への掲載、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、啓発・広報を行っております。また、市内2か所に常設の労働相談窓口では、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っているところでございます。今後とも、市内企業の働きやすい環境づくりの支援に取り組んでまいります。

【回答②：経済労働局 労働雇用部】

本市では、地域連合をはじめとする労働組合や雇用主団体に御協力いただき、年一回、労働災害防止研究集会を開催しており、労働災害防止標語の募集・表彰による安全意識の醸成や、講演会・事例発表会の開催による安全知識の醸成を図っているところです。また、勤労者福祉の向上を目的とした勤労者福祉セミナーや働き方改革の推進に向けたセミナーの開催、社会保険労務士による無料の相談窓口の設置、業務負担の軽減につながる機器・ITツールの導入支援等を行っております。

今後とも、関係団体との連携を図りつつ、市内企業の働きやすい環境づくりの支援に取り組んでまいります。

(4) 多様な働き方の推進について

補強

- ① 川崎市は、新型コロナウイルスの影響による急激な社会全体の行動変容に対応していくため、在宅勤務を推進し、多様な働き方をよりいっそう推進するとしているが、詳細について報告すること。

新規

- ② 制度が導入され1年が経過した「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇

新規	用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働きかけること。
継続	<p>③ 政府は2020～2022年度の3年間で氷河期世代の正規雇用を30万人増やす計画が進んでいる。神奈川県は51人だが、川崎市として、就労を推進してほしい。</p> <p>④ ポストコロナ時代の新たな経済・社会活動への対応に向けて、「川崎市労働問題懇談会」を活用した連携・協力を推進し、新たな政労使の連携（地域フォーラム（仮称））による取り組みに協力すること。</p>

【回答①：総務企画局 行政改革マネジメント推進室】

本市では、市役所における働き方・仕事の進め方改革の取組の一環として、テレワークや時差勤務など柔軟な働き方を進めており、新型コロナウイルスの影響による急激な社会全体の行動変容に対応していくため、テレワーク専用端末1,000台を調達し、令和3年6月に、テレワークの実施手続、必要な情報セキュリティ対策等をまとめた「川崎市テレワーク実施要領」を策定し、テレワークを本格実施しているところです。

昨年におきましては、テレワークの推進に向けて、7月下旬から9月初めにかけて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせてテレワークの集中的な実施をよびかける「テレワーク・デイズ2021」に参加したところをごさいます。今後につきましても、多様な働き方の実現に向け、取組を進めてまいります。

【回答①：経済労働局 労働雇用部】

本市では、市内中小企業の働き方改革と生産性向上の取組を促進するため、テレワーク導入の経費にかかる費用の助成や、時差勤務などの多様な働き方の導入に係る就業規則改定のための専門家派遣等の支援を行っております。

また、こうした支援事業を通じて生まれた優良事例について、WEBや冊子等を通じて幅広く情報発信し、優れた取組の普及啓発を図るとともに、特に優れた取組を実践する企業の表彰制度を創設し、市内中小企業の働き方・生産性向上の取組意欲の醸成を図っております。

今後とも、市内関係団体と連携した、市内中小企業の働きやすい環境づくりを推進し、適切なワークライフバランスの形成に向けた意識・取組の向上を目的とした支援・取組について、普及啓発を図ってまいります。

【回答②：総務企画局 人事課】

会計年度任用職員の処遇につきましては、これまでの臨時・非常勤職員としての勤務条件も勘案しつつ、「地方公務員法・地方自治法の一部を改正する法律」による法改正の趣旨を踏まえ、常勤職員との権衡を考慮して設定し、一定の改善が図られたところでございます。

今後につきましても、任用実態や国及び他都市の動向等を踏まえ、勤務条件等の検討に努めてまいります。

【回答③：経済労働局 労働雇用部】

就職氷河期世代の就職支援につきましては、神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市及び本市による「就職氷河期世代活躍応援パッケージ」において、同世代に対する就業に向けた一連の取組として支援を実施しております。

本市では、この取組の一環として、就職氷河期世代活躍応援事業において、支援対象者の掘り起こしを図るための積極的な広報、及び正規雇用に向けた短期集中セミナーを実施するとともに、既存事業との連携を図り対象者の継続支援に繋げる等、対象世代の正規雇用に向けた支援を実施しております。

また、本市就業支援室「キャリアサポートかわさき」においても、就職氷河期世代等に対する相談窓口の設置や企業交流会の開催等により、対象世代の就業支援に取り組んでいるところでございます。

【回答④：経済労働局 労働雇用部】

ポストコロナ時代の新たな経済、社会活動への対応に向けて、経営者や労働者、関係行政機関など、幅広い関係者が連携・協力した取組を進めることは大変、重要なことと考えております。

関係行政機関、労働組合関係者、経営者団体等が一堂に会し、市内の雇用・労働問題等について意見交換を行う「川崎市労働問題懇談会」の機会等を有効に活用し、ポストコロナ時代の新たな経済・社会活動への対応に向けて、情報発信の充実を含め、関係者の皆様との連携・協力を推進してまいりたいと存じます。

【都市整備政策】



(1) 臨海部ビジョンの取り組みについて

- | | |
|----|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none">① 京急大師線の鈴木町駅から東門前駅間の未着手区間について取り組み方針を検討していると報道されているが実施する方向で検討すること。② 交通インフラ近代化の推進については、臨海部地域を自動運転走行等の実証フィールドとして計画しているが、臨海部企業との協働による展開をはかること。 |
|----|---|

【回答①：建設緑政局 道路整備課】

京急大師線の東門前駅から小島新田駅間につきましては、現在は大師橋駅駅舎等の工事を進めており、令和5年度の完成を目指しております。

なお、鈴木町駅から東門前駅間の未着手区間につきましては、令和2年度に予定していた工事着手を見送り、事業費の縮減および平準化や工事期間の短縮に向けた検討を行ってきたところでございますが、検討の結果、事業費が増加したことなどから、引き続き更なる効率的かつ効果的な事業の進め方について幅広く検討を進め、令和4年度末までに今後の取組方針を取りまとめてまいります。

【回答②：臨海部国際戦略本部 拠点整備推進部】

新しいモビリティや新技術の導入につきましては、令和3年3月に策定した「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」におきまして、取組を進めることとしており、交通分野における国や他都市の動向や、最先端技術の動向を踏まえ、臨海部地域を自動運転走行等の新技術の実証フィールドとして、臨海部企業との協働による展開を図るなど、次世代モビリティ等の新たな移動手段の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 川崎駅周辺の活用について

継続	① J R川崎駅南口自由通路の整備については、新たな開発事業等による影響も踏まえながら、引き続きJ R東日本と意見交換を進めること。
新規	② 京急川崎駅周辺地区まちづくり整備は「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」に基づき推進すると思うが、道路の線形やデッキによる歩行ルート、整備時期などについて説明すること。

【回答①：まちづくり局 拠点整備推進室】

南口改札の検討につきましては、平成30年2月の北口通路の供用開始により、駅周辺の人の流れが大きく変化したことから、同年6月に供用開始後の歩行者交通量調査を実施してきたところでございます。調査結果といたしましては、北口通路における平日朝ピーク8時台での歩行者交通量は8,559人であり、通路全体の28%の歩行者が北口通路を利用するなど、想定していた混雑緩和が図られている状況でございます。

こうした調査結果に加えて、J R東日本が進めるA-2街区の開発事業については、令和2年5月にホテル棟が先行開業され、令和3年5月には商業棟が開業、グランドオープンを迎えており、これらの新たな開発事業等による影響も踏まえながら、引き続き、同社と継続的に意見交換を進めてまいります。

【回答②：まちづくり局 拠点整備推進室】

京急川崎駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、計画的なまちづくりを推進するため、「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を平成27年3月に策定し、令和2年11月には戦略的な整備誘導の考え方を示しております。この戦略的な整備誘導の考え方にに基づき、民間再開発事業の機会を的確に捉え、地区全体における都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的な整備を進めてまいります。

なお、具体的な整備内容等については、計画が纏まり次第、周知してまいります。

(3) 横須賀線「武蔵小杉駅」の混雑緩和と安全対策について

継続	横須賀線「武蔵小杉駅」のホーム新設（2面2線化）及び新規改札口設置の整備に向けた取組を推進していると聞いているが、早期の供用開始を目指すこと。
----	---

【回答：まちづくり局 交通政策室】

本市とJ R東日本は、平成30年7月にJ R武蔵小杉駅及び駅周辺の混雑緩和に向けた覚書を締結し、抜本的な対策として、J R横須賀線下りホーム新設（2面2線化）及び新規改札口設置の整備に向けた取組を推進しているところでございます。

J R横須賀線下りホーム新設につきましては、J R東日本により令和2年4月に工事着手し、令和4年度末頃の供用開始を予定しているところでございます。

新規改札口設置につきましては、令和2年9月に同社と設計協定を締結して実施設計を進めており、令和4年度には同社と工事施行協定を締結し、下りホーム新設後の供用開始に向け、工事に着手してまいります。

引き続き、取組を進め、早期の供用開始を目指してまいります。



(1) 地域包括ケアシステムの推進について

継続	① 川崎市はケアシステムの構築に向け「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を活用し、引き続き多様な主体と連携を図りながら、各団体の皆様がそれぞれの役割に応じた具体的な行動につなげるための取組を進めること。
新規	② 昨今社会問題となっている貧困問題の対応の一つとして、未利用の食料品を地域資源として有効活用するため、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」「子ども食堂」さらには「生理の貧困」など、地域におけるネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充実をはかること。
新規	③ コロナ禍が長期化する中で、高齢者が地域住民とのコミュニティ不足などから、行政・地域市民団体の支援を受けられず孤立する高齢者が増えている。医療機関・民生委員・町内会・市民団体・NPOなどと連携を図り、高齢者支援対策を強化すること。
新規	④ 上記に関連するが、交通が不便で高齢者の多い地域からモデル地区を設定し、移動販売やコミュニティバスの新設、ベンチの設置などをはかること。

【回答①：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

平成30年度から「推進ビジョン」第2段階のシステム構築期に入り、「意識づくり」の取組の一つとして、多様な主体による「顔の見える関係づくり」のプラットフォームとなる「地域包括ケアシステム連絡協議会」の参画団体を拡充し、様々な団体同士の連携のきっかけづくりに取り組んでおりまして、令和3年10月1日時点で105団体等に御参画いただいております。

今後につきましても、引き続き多様な主体と連携を図りながら、各団体の皆様がそれぞれの役割に応じた具体的な行動につなげるための取組を進めてまいります。

【回答②：環境局 減量推進課】

食品ロス削減を目的として、地元のフードバンクと連携し、各家庭で使いきれない未利用食品を回収する「フードドライブ」を実施しています。現在、市内7個所で常設実施しており、回収された食品を市内のフードバンクにお渡ししています。

【回答②：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市では、各区役所保護課、だいJOBセンター、ホームレス巡回相談、学習支援事業受託事業者を通して、「フードバンクかながわ」から提供を受けた食品を必要に応じて生活困窮者に配布しております。

今後につきましても、生活困窮者の自立支援に向けて、引き続き各団体と連携を図ってまいります。

【回答②：こども未来局 青少年支援室】

本市では、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施しており、その補助金交付団体には、子ども食堂を実施している団体も含まれております。

今後も引き続き、関係局区と連携しながら、地域で活動する団体に対して必要な支援を行ってまいりたいと存じます。

【回答②：市民文化局 人権・男女共同参画室】

コロナ禍による影響が長期化する中で、不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復できるよう、川崎市男女共同参画センター、区役所、ハローワーク、社会福祉協議会などで生理用品を配布し、併せて相談先の一覧を配布するなど、支援の充実を図ってまいります。

【回答③：健康福祉局 地域包括ケア推進室、高齢者在宅サービス課】

コロナ禍の長期化を受け、地域には、社会からの孤立を含め、高齢者を取り巻く様々な課題が発生しているものと考えております。

こうした中、本市では、各区役所地域みまもり支援センターを中心として、地区カルテ等を活用した地域マネジメントに取り組んでおり、住民ワークショップ等による、課題の共有や地域の多様な主体による課題解決に向けた取組の支援を進めております。

また、民生委員児童委員の御協力により、75歳以上のひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動を行う「ひとり暮らし高齢者見守り事業」や、民間の宅配事業者及び店舗の御協力により、配達時や来店時に高齢者等に関する異変を感知した場合に市へ連絡していただく「地域見守りネットワーク事業」を実施しております。

今後につきましても、こうした取組により、地域の多様な主体との連携を強化しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

【回答④：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

本市では、各区役所地域みまもり支援センターを中心として、地区カルテ等を活用した地域マネジメントに取り組んでおります。

交通不便等の課題につきましても、住民との課題の共有や、多様な主体による解決に向けた検討を行うことが重要であると考えことから、引き続き、地域との対話を進め、地域の実情に応じたマネジメントを進めてまいります。

【回答④：まちづくり局 交通政策室】

令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスについては、高齢化の進展などによる輸送需要の変化や基盤整備等の進捗を踏まえ、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向け取り組んでいるところでございます。

本市におけるコミュニティ交通については、地域住民により設立された協議会が主体となり、本市で定めている「地域交通の手引き」に基づいて導入・運営を行うものとなっております。本市は、この協議会の取組が行われる場合に、地域の課題や専門的な事項に対する積極的な支援などを行っております。

また、現在、高齢化の進展によるニーズの高まり等を踏まえ、コミュニティ交通のさらなる導入促進に向け、支援内容の拡充等について、今年度中の「地域交通の手引き」見直しの検討を進めているところでございます。

今後も、こうした取組などを通じて、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。

(2) 医療関係従事者の労働条件の改善について

継続	① 新型コロナウイルス感染症に関わる医療関係従事者に、感染予防体制拡充とメンタルヘルスサポートを引き続き協力すること。
新規	② 医療現場では、医師をはじめとする医療従事者の疲弊が指摘されながら有効な対処策も講じられていない。また、適切な人員確保を通じて医療の安全確保・向上をはかることが出来ないなど、医師や看護師の確保・養成にも困難をきたしている。これまで以上に医師や看護師の確保・養成の支援策を講じるとともに看護師の定着・再就業対策を推進すること。
継続	③ 医療現場における働き方改革を推進し、安全で質の高い看護を提供するため、休暇取得の推進や夜勤負担の軽減など勤務環境改善をおこなうこと。

【回答①：健康福祉局 感染症対策課、保健医療政策室、精神保健課】

本市には、医師、薬剤師、看護師、検査技師等、医療に係るそれぞれの専門職種が、お互いの施設の「感染管理」上の課題を相互に話し合い、感染症に地域全体で連携して対応する取組みを実践する組織として「KAWASAKI 地域感染制御協議会」がございませう。

その取組みの一つとして、感染管理認定看護師等による感染拡大防止のための指導・教育等が行われており、医療機関や福祉施設等における感染制御に尽力いただいております。

また、感染拡大防止については、日頃からの感染対策が重要であることから、各区役所衛生課と保健所医師や感染管理の専門看護師等が連携して衛生講習会等を実施しております。

今後も、地域の関係機関と連携を図り、医療関係従事者への感染予防体制の拡充に継続して取り組んでまいります。

医療従事者の方々のこころのケアといたしまして、ストレス対処の方法やセルフマネジメントをわかりやすくまとめたチラシを作成、配布し、また、神奈川県精神保健福祉センターに開設している医療従事者等を対象としたこころの電話相談につきまして、県と連携し、市内医療機関への情報発信を行いました。

なお、本市におきましても、広く市民のこころの悩みや精神保健福祉全般に対応したこころの電話相談を実施しております。

【回答②：健康福祉局 保健医療政策室】

コロナ禍の中、市民の命と健康を守る最前線で御尽力いただいている医師や看護師等の医療従事者の方々におかれましては、大変な御苦労の中で勤務されていると認識しております。

本市におきましては、確保している新型コロナ陽性入院者用病床のうち、即時受入れ可能な病床として稼働させる際には、院内人員体制や他の医療ニーズとの均衡等を勘案して病院側と協議しながら進めるとともに、コロナ患者を受入れていない病院において、コロナ患者以外の救急受入れや手術等を担っていただくなど、市内医療機関の役割分担と連携の下で、特定の病院に過度の負担が掛からないよう、コロナを含めて地域医療ニーズを受け止めていただいております。

併せて、コロナ治療に関わる医療従事者等の勤務環境や福利厚生の改善・向上を図る支援制度について、本市独自に運用したところでございます。

また、看護師の定着・再就業支援に向けた取組として、看護師等修学資金制度で貸与を受けた者が一定期間、市内の医療機関等に勤務した場合の返済免除の実施や、医療機関に設置する院内保育所に対する運営支援、及び川崎市看護協会がナーシングセンターにおいて実施する各種相談・研修事業の支援等を行っております。

【回答③：健康福祉局 保健医療政策室】

医療現場における勤務環境改善に向けては、神奈川県において、平成 27 年に県医療勤務環境改善支援センターが設置され、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料で行っているところでございまして、本市といたしましては、引き続き県及び関係機関と連携しながら、安心して業務に従事できる勤務環境の構築に取り組んでまいります。

(3) 介護関係に対する改善について

補強	① 深刻な介護職員不足に対応するため、介護職員が川崎市内事業所に十分配置され、安心して働き続けられる環境づくり、および介護職員の県外流出を防ぐために介護職員等特定処遇改善加算に加えて、さらなる独自の処遇改善に向けた予算を確保すること。また、引き続き、国に対し介護報酬の要望をおこなうこと。
継続	② 介護従事者の定着に向けて労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、各種施策をはかること。
新規	③ 介護人材を確保するために、未就労の者が介護職員初任研修を修了し、その後に県内の介護事業所に就業した者を対象に、保健者である自治体との連携を図り、例えば、介護養成研修の受講料の一部負担（自治体 1/4、県 1/4、受講者 2/4、）等の補助制度を講じること。

【回答①：健康福祉局 高齢者事業推進課】

本市におきましては、隣接する自治体と人材確保の取組が競合する特有の課題があることから、人材の流出を防ぎながら、介護職員一人一人が長く働き続けられる環境を整備することは重要であると考えております。そのため、家賃補助制度をはじめ、資格取得に向けた補助制度や研修時における人材のあっせんなどの導入について、他都市の実例や事業所団体の御意見を伺いながら、効果的手法について検討してまいりたいと考えております。

【回答②：健康福祉局 高齢者事業推進課】

啓発イベントでの「人材の呼び込み」や就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」及び総合研修センターにおける研修などの「キャリアアップ支援」や「介護人材マッチング・定着支援事業」に加え、外国人介護人材の定着などの支援について、「川崎市国際介護人材サポートセンター」における各種研修を進めるなど、人材確保や各種施策の推進等に努めてまいります。

【回答③：健康福祉局 高齢者事業推進課】

本市におきましては、初任者研修は受講料の 20%、実務者研修は受講料の 30%を補助しているところでございます。人材の流出を防ぎながら、介護職員一人一人が長く働き続けられる環境を整備することは重要であると考えておりますので、さらなる充実に向けて他都市の実例や事業所団体の御意見を伺いながら、効果的手法について検討してまいりたいと考えております。

(4) 保育・放課後児童クラブ関係従事者の労働条件の改善について

- 継続
- ① 「新しい経済パッケージ」に基づき、2019 年度・2020 年度と 1 %の処遇改善を行ったが、連合調査では保育所で働く保育士の年収は産業別平均に比べ 138 万円低く、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員は約 231 万円低い。人材確保に向けた市独自のさらなる処遇改善をはかること。
 - ② 保育職場従事者の定着に向けて労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、各種施策をはかること。

【回答①②：こども未来局 保育第1課、保育指導・人材育成担当、
保育対策課、青少年支援室】

保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、平成30年度から、国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、市独自の加算を創設し、令和2年度から、独自加算をさらに増額し、施設間の均衡が図られるよう努めているところです。

さらに、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舎借上げ支援事業やICT化推進事業などを実施し、間接的ではありますが、働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めており、引き続き取組を進めてまいります。

また、キャリアアップの支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、保育エキスパート等研修として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいるところです。

保育職場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士試験対策講座などを実施し、コロナ禍における情勢も見極めながら、感染症対策やWebを活用した手法も導入しつつ、人材確保に取り組んでいるところです。

今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

わくわくプラザの職員の処遇改善につきましては、国の制度に基づき、放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じた「キャリアアップ処遇改善事業」を平成29年度から実施しているところでございます。

今後につきましても、引き続き、こうした制度を活用しながら、職員の資質向上や処遇改善を図ってまいりたいと存じます。

(5) 学校給食の安全・安心な取り組みについて

継続

- ① 自校調理方式の小学校給食と給食センター方式の中学校給食について、引き続き安全・安心な学校給食となるよう取り組むこと。なお、国産品を基本とする方針は良いと思うが、世界の食材も取り入れ食育を推進すること。
- ② 働く保護者の観点から、学校給食の回数（軽食も可）を増やすことを検討すること。
- ③ 給食調理室内の暑さ対策として、スポットクーラーやアイスベスト等を導入していると聞いているが、従事者からは足りないという意見が出ているため、環境整備の改善を推進すること。
- ④ 市は栄養教諭・学校栄養職員の定数を改善する等、食育の推進に向けた条件整備をすすめること。

【回答①：教育委員会事務局 健康給食推進室】

学校給食施設は、文部科学省の学校給食衛生管理基準等に則った運用が求められ、安全性の確保が最優先されるものと考えておりますので、本市の自校調理方式の小学校給食や学校給食センター方式による中学校給食におきましても、この基準等に則った運用を行い、安全・安心で温かく美味しい給食を提供しております。

提供する食材につきましても、現在、本市の小学校、中学校及び特別支援学校、約11万食分の食材を安定供給している実績のある公益財団法人川崎市学校給食会を活用し、給食物資に係る規格、品質等の基準に基づき、国産品を基本とするなど、安全・安心で良質な食材の確保に努めております。

また、国産品を使用した外国の料理を献立に取り入れることにより、食を通じて子どもたちがその国や食文化等を知る機会としております。

【回答②：教育委員会事務局 健康給食推進室】

市内小中学校の給食実施回数につきましては、学校関係者等と調整し、学習指導要領の実施状況等を踏まえ実施回数を検討し、小学校は令和2年度、中学校は平成31年度から給食実施回数を増やしてきたところでございます。

【回答③：教育委員会事務局 健康給食推進室】

給食調理室内の暑さ対策といたしましては、令和2年度に各学校に対してスポットクーラーの配置及びアイスベストの配付を完了したところでございます。今後につきましても、給食調理に従事する方々に配慮しながら、環境の改善に努めてまいります。

【回答④：教育委員会事務局 健康給食推進室】

学校における食育につきましては、給食時間をはじめ、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、学校教育全体で計画的に進めているところでございます。

本市では、学校給食を「健康給食」として実施し、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的、計画的な食育の推進に取り組んでおります。

また、「学校における食に関する指導のてびき」等の活用を図りながら、各学校におきまして校内組織づくりを行い、栄養教諭・学校栄養職員等を中心として、学校全体で食育の推進が充実するよう努めてまいります。

(6) がん患者へのウィッグ購入費用助成制度について

継続	がん治療を受けている患者のウィッグ購入費を川崎市独自に補助をする取り組みとして、引き続き助成制度を検討すること。
----	--

【回答：健康福祉局 保健医療政策室】

がん患者の社会生活上の支援については、国の「がん対策推進基本計画」や「県がん対策推進計画」に基づき、広域的な視点により、緩和ケアの推進、相談支援及び情報提供並びに就労を含めた社会的な問題への支援等の取組が進められており、これらを踏まえて、川崎市においても、基礎自治体としての取組を推進しています。

アピアランスケア（外見の変化に対するケア）については、乳がん全摘出後の人工乳房が、平成25年から医療保険の適用対象とされたことなども踏まえると、がん患者の社会参加の視点からも重要であると考えています。

医療用ウィッグ購入費の助成については、引き続き、医療保険制度をはじめとした国の動向や他の自治体の事例を参考に、検討してまいります。

(7) 認知症患者への対応について

継続	認知症の方が相手にけがを負わせたり、物を壊したりした時などで発生した場合の保険制度（川崎市が公費でまかなう事故救済制度）について、関係機関、家族会などの意見も踏まえながら第8期いきいき長寿プランの計画期間において検討すると聞いているが、検討結果について報告すること。
----	---

【回答：健康福祉局 高齢者在宅サービス課】

これまで、事故救済制度について、他都市の動向把握及び民間保険会社へのヒアリング等により事故救済制度及び民間賠償保険商品に関して調査を進めてまいりました。

調査の経過としまして、自治体が保険加入者となって事故救済のための保険制度を構築することについては、既に認知症患者が加入している保険で対応できる場合に二重保険となること、また、自損事故等に対する金銭的な保険給付が市民の資産形成につながるため公費負担には慎重さが求められること等の課題を認識しているところです。

また、先進的に制度構築した自治体において、民間保険商品の充実等を理由に事業を終了する事例も見られます。

こうした課題や状況を勘案し、関係機関や家族会などの意見を踏まえつつ、事故救済制度の検討を引き続き進めるとともに、民間賠償保険の市民周知を図っていくなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、全般的な認知症対策についても取組を進めてまいります。

(8) フードバンク活動の普及について

補強	① 川崎市では、事業者や生活協同組合等と協定を結び、災害時における食支援も含めた生活必需物資の供給協力体制の構築に努めていると聞いている。2020年度、川崎市内の『フードバンクかながわ』利用施設は10施設。食品ロス削減・
----	--

補強	<p>生活困窮者支援、地域コミュニティの活性化の観点から、食支援を行なうフードバンク団体の育成・設立に向けて積極的に取り組むこと。</p> <p>② 地域のフードバンクや子ども食堂から食品の需要が増えているが、「フードバンクかながわ」の在庫は厳しい状態（特にお米やアルファ米）が続いている。住民または企業に対し、食品の提供とフードバンク活動の理解を広める情報提供（広報）の推進を強化すること。</p>
----	--

【回答①：環境局 減量推進課】

各家庭で使いきれない未利用食品を回収する「フードドライブ」を、地元のフードバンクと連携して実施しています。

さらに、本市の食品ロス削減に関するホームページやSNS、市内の事業者から問合せがあった場合等を通じて、こうした取組に関する周知、紹介を行っています。

【回答①：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市では、各区役所保護課、だいJOBセンター、ホームレス巡回相談、学習支援事業受託事業者を通して、「フードバンクかながわ」から提供を受けた食品を必要に応じて生活困窮者に配布しております。

今後につきましても、生活困窮者の自立支援に向けて、引き続き各団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

【回答②：環境局 減量推進課】

食品ロス削減について、ホームページやリーフレット、イベント等により、引き続き広く広報を行うとともに、フードバンク活動についても、フードドライブの取組等を通じて、広く市民や事業者へ周知・啓発を行なってまいります。

【回答②：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市では、「フードバンクかながわ」から食品を受領する際に、各区役所保護課、だいJOBセンター、ホームレス巡回相談、学習支援受託事業者分を集約し、「フードバンクかながわ」の拠点にて受領をしている他、不足した場合には余裕のある部署から融通してもらうなど連携して対応しています。

【平和・人権政策】

（１）ヘイトスピーチに対する取り組みについて

強化	<p>「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、着実に取り組みを進め、違法行為に対して厳正に対処すること。また、国などと連携し、インターネット上の被害防止やニセ情報を正すなどのネット対策を引き続きおこなうこと。</p>
----	---

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に制定したものです。今後とも、同条例に基づき、着実に取組を進めてまいります。

インターネット上の対応につきましても、インターネットリサーチを継続するとともに、他都市における取組状況を参考にしながら、国と連携しつつ、同条例に基づき、取組を進めてまいります。

(2) あらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みについて

継続	労働者がLGBT、SOGIにより差別されることなく、充実した職業生活を営むことができる社会が求められている。川崎市は、令和2年3月に提出された第3期川崎市人権施策推進協議会から性的マイノリティの人々の人権に関しての答申の内容を踏まえ、関係組織と連携しながら、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組を進めること。
----	---

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、SOGIをはじめとする多様な性のあり方について、正しい理解を促進することが重要であると認識しております。

そのような認識の下、平成29年11月に作成された「あなたはあなたのままでいい～Just the Way You Are～九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は性的指向や性自認による差別や偏見のない社会をめざします。」との共通メッセージを活用し、九都県市で連携して啓発活動に取り組んでいるところです。

また、本市においては、平成28年度から、性的マイノリティをテーマとした市民向けの映画上映会やトークショーを継続して開催しているほか、平成29年度からは、「企業向けLGBTセミナー」を開催しており、今年度も同様の取組を実施する予定です。

今後も、引き続き、関係組織と連携しながら取組を進めてまいります。

(3) 外国人労働者について

継続	① 川崎市の外国人労働者について労働者数と雇用する事業所数について報告すること（厚労省や県ではなく川崎市に訪ねている内容）。
継続	② 川崎市で働く外国人の実態については「川崎市労働状況実態調査」を行い、市内事業所の在籍状況や外国人雇用の課題等を調査しているが、継続的に調査をおこなうこと。
補強	③ 在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談をおこなう一元的な窓口を整備すること。
補強	

- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の雇用を維持するため、特定産業分野における再就職の支援をおこなうこと。

【回答①：経済労働局 労働雇用部】

厚生労働者では、外国人雇用状況の届出状況のまとめについて発表しており、都道府県単位での公表としているため、市町村単位での数字は公表しておりません。なお、神奈川県内の外国人労働者数は、94,489人、事業所数は16,925カ所（ともに2020年10月末現在）となっております。

【回答②：経済労働局 労働雇用部】

川崎市内で働く外国人の実態については、毎年市内2,000事業所を対象として実施している「川崎市労働状況実態調査」において、市内事業所での在籍状況、外国人雇用にあたって障壁となるもの等の実態把握に努めているところでございます。引き続き、「川崎市労働状況実態調査」を踏まえ、労働条件等の労働状況や労働に関する課題を把握するとともに、今後の施策に活かしてまいります。

【回答③：市民文化局 多文化共生推進課】

外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、様々な分野にわたる相談を一元的に行う窓口として、川崎市国際交流センターの「外国人窓口相談」を拡充（相談言語：7言語→11言語）し、令和元年7月に同センターに「多文化共生総合相談ワンストップセンター（以下「ワンストップセンター」という。）」を開設しました。

ワンストップセンターでは、開設後も中国語相談日の拡充（週3日→6日【令和2年4月～】）、相談受付時間の拡充（10時～12時・13時～16時→9時～17時【令和3年4月～】）、オンライン相談の開始【令和3年7月～】など、外国人市民が相談しやすい環境を整備する取組を進めているところです。

また、令和元年度に1,702件だった相談件数は、令和2年度には2,895件と約1.7倍に増加し、そのうち、新型コロナウイルス関連の相談は619件となっております。

今後も、外国人市民を取り巻く環境の変化や複雑化・多様化する相談に対して、関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいります。

【回答④：経済労働局 労働雇用部】

外国人労働者の再就職につきましては、かわさき労働情報において、職業相談窓口であるハローワーク川崎外国人雇用サービスコーナーを広報するなど、支援を行っているところでございます。

また、市内中小企業の高度外国人材確保支援を目的として、外国人留学生を対象とした合同企業就職説明会を開催しているところですが、人手不足の課題を抱える市内中小企業においても特定技能人材の採用への関心の高まりが想定されることから、今後の動向を注視して参ります。

(1) 各選挙における投票率向上に寄与する取り組みについて

継続	投票率の伸びない要因は、政治への関心・信頼の低下であり「投票に行っても政治や暮らしは変わらない」と考える有権者が多数を占めている。政治や選挙に対する理解を深め、関心を高める啓発をおこなうこと。また、投票環境の整備、主権者教育の支援をおこなうこと。
----	---

【回答：選挙管理委員会事務局 選挙課】

市民に対する啓発事業につきましては、市政だよりへの選挙に関するクイズの掲載、各種選挙情報を掲載した広報紙「明るい選挙」を発行し、配布しております。

また、選挙権年齢に達する前の年代も含めた若者の政治や選挙に対する意識の向上等を目的として、選挙権の大切さや投票の流れ、有権者としての心構えなどについての講義や模擬投票を行う「選挙出前講座」、さらには、実際の選挙で使用する投票箱等の選挙機材を貸し出す「生徒会役員選挙協力事業」などの啓発活動を実施しております。今後も引き続き、投票環境の整備や効果的な啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

【回答：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター】

本市におきましては、地域や社会への関心と、その一員としての自覚を育むことを通して、主体的な社会参画の姿勢の育成を目指す主権者教育に取り組んでおります。平成28年3月には、主権者教育の教員用の手引き「自分の意思が社会を創る」を市立学校全教員に配布しました。この手引きには、小学校から発達段階に応じて、社会科や総合的な学習の時間、特別活動での取組例等を掲載しております。

平成28年度には、総合教育センターに主権者教育研究会議を設け、川崎市の主権者教育の在り方について研究しました。小中学校での授業実践を通して研究し、手引きの活用例や自己有用感の育成の大切さ等の研究成果を、市内教員に報告しました。平成29年度には、高校教育研究会議を設け、地理歴史科・公民科について研究しました。主権者として主体的に社会に参画する態度等の育成を目指し、授業実践を通じた研究を行い、その成果を市内教員に報告しました。毎年5月には、各校1名参加の主権者教育担当者会を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市の主権者教育の考え方や授業実践例等を各学校の担当者へ動画で配信いたしました。また、毎年8月には、教員向けの主権者教育研修会を開催して、授業実践例について考える研修等を行っておりますが、こちらも参加予定者への資料送付の形での開催となりました。

これらの取組を通して、小中高を見通した主権者教育の取組を支援してまいりましたが、今後も、主体的な社会参画の態度の育成に向け、これらの取組を継続し、各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

(2) 多重債務対策の強化について

補強	コロナ禍が長期化する中で、政府は雇用調整助成金の拡大、協業給付金の創設、住宅確保給付金の適用拡大等による給付拡大に取り組んでいるものの、雇用環境の悪化が改
----	---

	善されない限り収入の喪失・減少に伴う多重債務問題は増加傾向にある。引き続き、相談体制の充実・強化を図り、消費者被害の救済と未然防止・拡大防止に努めること。
--	---

	<p>【回答：経済労働局 消費者行政センター】</p> <p>本市では、内閣府に設置された「多重債務対策本部」などが実施している「多重債務相談強化キャンペーン」の一環として、多重債務者の発掘と、その債務整理や生活再建に向けた家計管理等の相談を、弁護士等の専門家が受ける、「多重債務者特別相談会」を毎年12月頃に開催しております。</p> <p>また、「ギャンブル等依存症対策基本法」に関わる国の動向を注視し、健康福祉局、教育委員会等庁内関係部署で構成された「多重債務関係者連絡会議」において、情報の共有化に努めるとともに、関係機関との連携を図り、多重債務者の早期発見と生活再建に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、相談体制の充実・強化を図り、消費者被害の救済と未然防止・拡大防止に努めてまいります。</p>
--	--

(3) 消費者行政の充実・強化について

新規	民法の改正により、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、多重債務の低年齢化など社会問題に発展することが懸念されることから、学生を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」をおこなうこと。
----	--

	<p>【回答：経済労働局 消費者行政センター】</p> <p>2022年4月の改正民法施行に伴う若年者への消費者被害拡大防止の取組につきましては、本市でも重要であると認識しているところです。</p> <p>本市の消費者教育の取組として、若者に多い消費者被害事例を漫画で紹介するリーフレットを発行し、市内全中学3年生に配布しているほか、高校生向けに契約や消費者トラブル防止等について学べる教材を必要に応じて提供しております。また、今年度においては、成年年齢引下げで想定される消費者トラブルについての啓発動画を作成し、デジタルサイネージやSNS広告等を予定しているところです。</p> <p>今後とも、消費者行政センターと教育機関で連携を図りながら、教育現場で活用できる消費者教育の教材の充実等に努め、若者の消費者被害の防止に向けたさらなる取組を推進してまいります。</p>
--	---

(4) 食品ロス削減の推進について

継続	① 食品ロス削減を展開するため、企業・団体・教育機関に協力を求め、家庭での食品ロス削減の実践に取り組むこと。とりわけ教育機関の教材の作成・配布やコンテンツ等を講じるなど、幅広く波及をはかること。
新規	② 市民の食支援を行なう取り組みとして、川崎市内の事業者を対象に「フードバンクへの食品寄贈により税制優遇が受けられる」旨の周知を図り、食品ロス削減の取り組みを強化すること。

【回答①：環境局 減量推進課】

生ごみリサイクルに関するチラシの配布（「3きりでキッチン改革！」）や、東京ガスと協働で実施しているエコ・クッキング等を実施することで、家庭等へ普及啓発を行っています。

【回答①：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター】

市立学校の教科等では、持続可能な生活を目指して環境に配慮した物の使い方について学習しています。中学校家庭科の教科書では、日本の食料自給率が低いにも関わらず、多くの食品が廃棄されている現状や家庭でのよりよい食行動の実践について記載されています。

昨年度から食育の研究を推進している学校では、全教科で食に関する指導を展開しています。その中で、食品ロス削減の重要性や心身の成長や健康保持を意識し、食事のとり方などを自分で考えられるような学習活動を行っています。今年度、この取組について発表し、全市に実践事例として、研修などを通して広めていく予定であります。

教育委員会といたしましては、学校におけるこのような食品ロス削減の取組を促進する諸活動に引き続き支援をまいります。

【回答②：環境局 減量推進課】

本市の食品ロス削減に関するホームページやSNS、市内の事業者から問合せがあった場合等を通じて、食品ロス削減に関する情報を提供してまいります。

（5）ふるさと納税対策について

継続	① 市は年々このふるさと納税による減収額が拡大している。税収減による住民サービス低下にならないように策を講じること。
新規	② 国に対して、改善策を申し入れること。

【回答①②：財政局 資金課、税制課】

ふるさと納税による影響は年々拡大しており、本市財政へ深刻な影響を与えておりますが、財源確保の取組、事業の見直し等により市民生活に影響が出ないよう、対応しているところでございます。

流出抑制のためには、市民の皆様に対して行政サービスの「受益」の見える化を行うことが大変重要であると認識しておりますので、市税の使途や意義を分かりやすくお伝えする広報の取組を強化することなどにより、減収額の縮減に取り組んでいるところでございます。

ふるさと納税は、本来の理念とは裏腹に、返礼品目当てのネット通販と化している状況がありますので、過度な返礼品競争を抑制し、当初の理念にかなう制度となるよう、国に対し、税額控除に定額の上限を設けること等について、要請を行っているところでございます。引き続き、本市独自や、指定都市市長会等による要請活動を通じ、制度の改善に向けて積極的に国に働きかけてまいります。

（6）ホームレス自立支援実施計画の対応について

継続	自立支援センターの職員等が訪問し支援を行う「ホームレス訪問型自立支援住宅事業」の試行を開始したと聞いているが、進捗を報告すること。
----	---

【回答：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

「ホームレス訪問型自立支援住宅事業」は、集団生活に対する拒否感が強く、自立支援センターへの入所になじまない方への対応として、路上等から市が借り上げたアパートへ入居していただき、自立支援センターの職員等が訪問し、支援を行う事業です。

令和2年度に市内にマンション1室を確保して試行を開始し、令和3年度から本格実施しております。

対象となるホームレスの方々に対して、巡回相談支援事業等を活用して声掛けを行っており、これまでに2名の方が利用されました。

(7) 生活相談事業への支援について

継続	県民・市民が抱える生活の課題を解決するための相談窓口「かながわ生活相談ネット」は、自治体から相談者を紹介されるなど年間千件を超える相談を受け、悩みの解消に役割を發揮している。今後も市の後援を要請するとともに、チラシの広報、配架の協力をおこなうこと。
----	--

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、労働問題に関する相談に応じるため、労働雇用部及び中原区役所に、専任の労働相談員を配置し、労働者や経営者の方々からの様々な労働相談に応じております。

生活や健康など、日々の暮らしに関する相談につきましては、区役所や関係機関などの相談窓口と連携し、適切に対応することが重要だと考えておりますので、今後とも、相談窓口の広報について協力するなど、関係機関との連携を図ってまいりたいと存じます。

(8) 自治体提携融資制度の周知活動について

継続	中央労働金庫の自治体提携融資制度については、昨今の金利政策から制度の縮小傾向が懸念される。この制度は生活への不安や困窮する場合への対処として有効と考えており、制度維持の協力をお願いします。また、引き続き、周知活動を強化すること。
----	--

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市の金融機関と連携した勤労者生活資金貸付制度は、一時的・突発的な生活資金を必要とする勤労者の方のセーフティネットとして重要な役割を果たしていると認識しているところでございますので、今後も提携機関との連携を強化しながら、毎月発行している労働情報誌「かわさき労働情報」や、市民向けの案内チラシ、市ホームページ等を通じて、制度の周知に努め、勤労者の方々のニーズに対応した制度の活用促進を図ってまいります。

(9) 学費・奨学金の返済困難者の支援について

継続	大学生の約半数が奨学金を利用し、卒業後も数百万の返済に直面するなか、コロナ禍により採用中止や採用数の大幅削減など厳しい就職事情も重なり、「返したくとも返せない」若者がふえている。学費の支払が困難となる学生や奨学金返済困難者を対象に行政と金融機関との提携による支援制度を講じること。
----	--

【回答：教育委員会事務局 学事課】

本市では、経済的理由により修学が困難な大学生を対象に、正規の修業年限が終了するまでの間、無利子の貸付による奨学金制度を実施しており、卒業後に災害、疾病その他やむを得ない理由により償還が困難な方については、償還を猶予しているところです。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、労働問題に関する相談に応じるため、労働雇用部及び中原区役所に、専任の労働相談員を配置し、労働者や経営者の方々からの様々な労働相談に応じております。

生活や健康など、日々の暮らしに関する相談につきましては、区役所や関係機関などの相談窓口と連携し、適切に対応することが重要だと考えておりますので、今後とも、相談窓口の広報について協力するなど、関係機関との連携を図ってまいりたいと存じます。

【道路・交通政策】

（１）公共交通車両（バス）の利便性向上について

補強	① 公共交通へのアクセス向上について、バス利用者の利用実態調査を進めていると聞いている。未実施の中北部エリアについても早急に調査すること。
補強	② 乗客との運転士にトラブルがなくなるよう、地域公共交通会議を通じ改善をはかること。

【回答①：まちづくり局 交通政策室】

路線バス利用実態調査につきましては、川崎市域全体の効果的かつ効率的な路線バスネットワークの形成に向けた取組を進めていくため、市域を運行する路線バスを対象に、利用者の実態を把握するため、バス事業者と本市が連携して調査を行い、基礎データとして活用するものです。

未実施の中北部エリアについては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、今後の進め方や実施時期等を検討しているところです。

【回答②：まちづくり局 交通政策室】

御要望につきましては、市内のバス事業者が委員となっているバス事業者連絡会議等を通じ、民間バス事業者にお伝えしてまいります。

【回答②：交通局 自動車安全・サービス課】

市バスでは、お客様サービスの向上を目的としたサービス向上研修を行うとともに、外部講師による接客研修を定期的実施しております。

また、接客等に問題が見られる運転手に対しては、交通局の指導員による個別指導教育を実施するなど、接客の改善を図っております。

(2) 連節（接続）バスの導入推進について

補強	<p>BRT（バス・ラピッド・トランジット）※は、令和3年度に道路等の改修工事を行うとともに関係機関等との協議を進め、令和4年度中の同区間へのBRT導入に向けた取り組みを進めていると聞いているが、一般車両用の道路とくぎったバス専用レーンや完全に分離したバス専用道路を整備に期待したい。</p> <p>※一般車両用の道路とくぎったバス専用レーンや完全に分離したバス専用道路を設けてバスを運行させる新交通システム。接続バス（連節バスとも）を導入することで、ある程度の輸送力の拡大も見込める。</p>
----	---

【回答：臨海部国際戦略本部 拠点整備推進部】

BRTにつきましては、連節バスやPTPS（公共車両優先システム）、バス専用レーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送力の増大が可能になるシステムでございます。

令和4年度のBRT導入時においては、早期導入を図るため、道路等の既存都市基盤を活用するものでございますが、現状は速達性に課題があると考えておりますことから、今後につきましては、PTPSの効果的な運用、専用レーン、優先レーン等の活用に向けた検討を行い、段階的に機能強化を図ってまいります。

(3) 交通渋滞解消について

継続	<p>渋滞解消を目的とした幹線道路の整備について、第2次道路整備プログラムに基づき、引き続き、協議会等において川崎縦貫道路との一本化を含め、調査・検討を、スピード感を持って行い、広域的な幹線道路網の充実が図れるよう、協議調整を進めること。</p>
----	---

【回答：建設緑政局 企画課、広域道路整備室】

東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）につきましては、国土交通省、東京都及び川崎市の3者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会（以下「協議会」という。）」において計画の具体化に向けた検討が進められております。また、協議会では、川崎縦貫道路との一本化を含めた幅広い検討が行われており、令和元年6月までに計5回を開催しておりますが、第6回協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあり、開催が延期されているところです。

引き続き、協議会等において川崎縦貫道路との一本化を含め、調査・検討を、スピード感を持って行い、広域的な幹線道路網の充実が図れるよう、協議調整を進めてまいります。

なお、市内の都市計画道路等の道路整備につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間（前期6年、後期4年）を計画期間とした、第2次道路整備プログラムを策定し、整備箇所の重点化を図りながら計画的に整備を進めています。

(4) 自転車の利用推進につながる交通網整備について

継続	<p>「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、総合的な自転車施策を進め、自転車用レーンの充実、路上駐車の取り締まり強化をはかり、公共交通の混雑回避につながる自転車通勤の利用促進を働き掛けること。</p>
----	--

【回答：建設緑政局 自転車利活用推進室】

自転車の通行環境整備につきましては、自転車と歩行者等が輻輳する道路等において、自転車専用通行帯や矢羽根などの整備を計画的に進めております。こうした中、社会環境の変化により自転車の利用機会が拡大していることから、一層の安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進してまいります。

自転車通行を阻害する路上駐停車への取組につきましては、警察をはじめ関係機関と連携して、啓発看板の設置等により自動車に対して注意喚起を行っており、引き続き、一層の駐停車の抑制に向けた取組を進めてまいります。

特に川崎駅東口においては、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づく、荷さばき車等の駐車施設の確保などの取組を推進し、交通環境の改善に向けた取組を進めてまいります。

自転車の利用は、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等にも寄与することから、本市では、通勤をはじめ自転車利用の普及促進に向けた広報啓発を行っており、今後についても、様々な機会を捉えて、更なる効果的な取組を推進してまいります。

(5) JR南武支線（浜川崎支線）について

継続

多くの住民や通勤・通学者等が利用する交通機関として重要度が増々高まっている。JR東日本に対し、引続き、増発を働きかけること。また、BRTの導入を検討すること。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

南武支線については、多くの住民や通勤・通学者等が利用する交通機関として重要度が高まってきていると考えております。

本市といたしましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、JR東日本に対して運行本数の増発を要望しており、令和2年度の回答では「沿線や臨海部の発展などによるお客さまのご利用状況の変化を見極めつつ検討する」と伺っております。引き続き、同社に対し、増発を求めてまいります。

【回答：臨海部国際戦略本部 拠点整備推進部】

令和3年3月に策定した「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」において位置付けた、川崎駅と浜川崎駅を結ぶ浜川崎駅・南渡田アクセス軸につきましては、川崎アプローチ線整備までの間、臨海部の交通ネットワーク形成による効果の早期発現を図るため、基幹的交通軸としてBRTの運行による補完の検討を進めてまいります。

(6) 横浜市営地下鉄3号線の延伸について

継続

横浜市営地下鉄3号線の延伸は、引き続き事業着手に向けた取組を進めること。また、横浜市と連携して、適宜、市民への情報提供をおこなうこと。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

横浜市高速鉄道3号線（横浜市営地下鉄3号線）の延伸につきましては、令和2年1月に、横浜市と概略ルート・駅位置について合意・決定して以降、ルート・駅位置等について、横浜市、鉄道事業者等と協議・調整しながら検討を行っているところです。

同路線の延伸につきましては、市民の関心も高く、早期開業が望まれておりますので、引き続き横浜市と連携して、適宜、市民の皆様へ情報提供しながら、必要な手続きを着実に進めるなど、事業着手に向けた取組を進めてまいります。

【生活環境政策】



(1) 歓楽街の客引き行為等防止対策について

継続	客引きの数が3割近く減少されたと聞かすが、未だにしつこい客引きも多く通行の妨げになっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも引き続きの実態調査と、地域と行政、警察や商店街と連携を強化し、安全・安心なまちづくりを推進すること。
----	---

【回答：市民文化局 地域安全推進課】

条例施行後、客引き行為等防止指導員による巡回及び客引き・スカウトへの指導を実施するとともに、近隣商店街や警察署と連携したキャンペーンの実施等により、市民に対して客引きやスカウトについていけないよう、啓発活動を実施してまいりました。

その結果、重点区域内の客引き行為者の数は、令和2年度の平均件数で、条例施行前の平成27年度に比べ、4割程度減少していますが、いまだ客引き行為等が行われている状況にあることから、引き続き実態調査を継続するとともに、近隣商店街や警察署との連携を図りながらキャンペーン等の実施や巡回の強化を図るなど、状況の改善に努めてまいります。

(2) 自転車運転マナーの強化について

補強	① 川崎市は、「ルール・マナー啓発」において交通ルールの周知・徹底とマナーの向上を推進しているが、危険運転行為を見かけることは多い。また、改正道路交通法によって、自転車のあおり運転の厳罰化された。引き続きルール・マナー啓発活動を強化すること。
継続	② 神奈川県内で自転車に乗る人は自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されている。学校からも周知をおこない、加入促進に向けた啓発活動を強化すること。

【回答①②：市民文化局 地域安全推進課】

自転車のルール・マナーにつきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとし、あらゆる機会を捉えて地域の方々や警察と連携し、街頭キャンペーン等においてチラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、市ホームページにて啓発を行っています。また併せて、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回して、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進につきましては、本市ホームページに掲載しているほか、イベントにおける義務化に関するチラシの配布や、義務化の内容を記載した自転車の安全利用に関する小冊子を市役所等関係施設に配架するなど、周知を図っているところです。また、教育委員会が発行の「教育だより」へ保険加入促進等についての掲載や市内小学校（全クラス）に小冊子を配布し、授業等で活用いただくなど、様々な機会を利用し、広報啓発を実施しています。

本市としましても、引き続き、自転車利用者が安全運転を心がけ、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた啓発活動を推進してまいります。

(3) “ながらスマホ”の注意喚起について

継続	昨年のお返答で「ホームページやメールニュース等で、ながらスマホをしている歩行者に対し、注意を呼びかけている」旨のお返答をいただいたが、2021年7月には、東京で女性が電車にはねられた事故が起きている。リアリティのある啓発活動を強化すること。
----	--

【お返答：市民文化局 地域安全推進課】

“ながら（歩き）スマホ”は、注意力が低下することにより、事故に繋がる危険性があることから、本市では、ホームページやコミュニティラジオ等で、市民に対して注意を呼びかけています。また、イベント等様々な機会において、ながらスマホが危険な行為である旨のチラシを配布し、広報啓発を行っています。

さらに、自転車運転中の“ながらスマホ”は、道路交通法に違反し、大変危険であるため、その危険性についての啓発を行っているほか、自転車走行ルールに違反があった自転車利用者に、自転車マナーアップ指導員が直接声かけを行い、是正を促す活動を行っています。

本市としましても、歩行者や自転車運転者が加害者や被害者にならないため、引き続き警察や地域の方々と連携しながら、“ながらスマホ”抑止に向けて、広報啓発活動を進めてまいります。

(4) 改正健康増進法について

継続	① 望まない受動喫煙の防止をはかるため、飲食店等に対して戸別訪問を実施し、更なる制度周知をはかること。
継続	② 川崎市内の主要な駅の指定喫煙場所について、指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動、清掃活動等に取り組むこと。

【お返答①：健康福祉局 健康増進課】

望まない受動喫煙の防止を図るため、関係各所にホームページやチラシを用いた広報を実施するとともに、飲食店等に対して戸別訪問を実施し、制度内容の周知に加えて、屋外に喫煙場所を設置する際の配慮義務についても普及啓発を図ってまいります。

【お返答②：市民文化局 地域安全推進課】

本市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、川崎駅周辺の多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所につきましては、これまで、各指定喫煙場所の状況を考慮し、道路使用上の課題等が解決した場所で、移設やパーティション設置などの形状の変更等を実施してきたところがございます。引き続きたばこの火からの安全確保のみならず、平成30年11月に厚生労働省から発出された、屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項の視点を踏まえながら、煙による不快感の軽減や状況の変化等を考慮して、環境の改善に向けた取組を進めてまいります。

また、喫煙マナーを向上させることが、条例を実効あるものとするために何よりも重要と考えており、条例の主旨を広く周知するため、路上喫煙等防止キャンペーンの実施のほか、路上喫煙防止指導員による巡回・啓発活動、電柱幕等の掲示による注意喚起等を実施しているところであり、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動、清掃活動等に取り組んでまいります。

(5) ごみの収集について

継続	集積所の利用者等に対して、分別ルール of 徹底及び排出マナーの向上に向けた啓発活動を地道に行うとともに、市内転入者や外国人市民に対しても抜けのないよう、きめ細かな広報に取り組むこと。
----	--

【回答：環境局 減量推進課】

分別ルールの及び排出マナーの向上に向けた啓発活動については、「資源物とごみの分け方・出し方」の冊子をはじめ、リーフレットやホームページなど、様々な媒体により広報を行うとともに、市内転入者や外国人市民に対しても、関係機関と連携し、各種広報ツールを活用して周知徹底に努めているところです。

しかしながら、ルールやマナーを守らずにごみが出されている状況もあり、著しく排出状況が悪い集積所についてはリストアップし、集積所に分別ルールの看板等を掲示するほか、近隣住民への分別排出リーフレットの配布や、地域の廃棄物減量指導員等と協働して集積所での呼びかけ等を行うなど、分別排出のルール・マナーの向上に向けた取組を行っているところです。

今後も引き続き、集積所の利用者等に対して、分別ルールの徹底及び排出マナーの向上に向けた啓発活動を地道に行うとともに、市内転入者や外国人市民に対しても抜けのないよう、きめ細かな広報に取り組んでまいります。

(6) 高齢者向けの生活改善について

継続	客引きの数が3割近く減少されたと聞くが、未だにしつこい客引きも多く通行の妨げになっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも引き続きの実態調査と、地域と行政、警察や商店街と連携を強化し、安全・安心なまちづくりを推進すること。
----	--

【回答：市民文化局 地域安全推進課】

条例施行後、客引き行為等防止指導員による巡回及び客引き・スカウトへの指導を実施するとともに、近隣商店街や警察署と連携したキャンペーンの実施等により、市民に対して客引きやスカウトについていけないよう、啓発活動を実施してまいりました。

その結果、重点区域内の客引き行為者の数は、令和2年度の平均件数で、条例施行前の平成27年度に比べ、4割程度減少していますが、いまだ客引き行為等が行われている状況にあることから、引き続き実態調査を継続するとともに、近隣商店街や警察署との連携を図りながらキャンペーン等の実施や巡回の強化を図るなど、状況の改善に努めてまいります。

【環境・エネルギー政策】



(1) 脱炭素戦略について

新規	川崎市は「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」において「地域に身近な存在として、市民・事業者の環境配慮行動を促すこと」や「環境技術・産業・研究機関の集積や、環境意識の高い市民・事業者が多いこと」などを踏まえたプランを掲げた。川崎は企業からの排出量が多いため、行政と民間企業等との連携をすすめ、環境技術開発への支援を拡充すること。また、市民に対して具体的にお願いすることを明確にして、情報発信をすすめること。
----	--

【回答：環境局 地球環境推進室】

本市では、産官学民の連携によって環境改善に取り組む「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じた、環境分野におけるイノベーションの促進によるビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民による持続的な環境産業の発展等に向けた取組や、かわさき新産業創造センター（KBIC）をはじめとするインキュベーション施設や、起業家支援のワンストップ拠点（K-NIC）を活用した成長支援の実施の他、「低CO2川崎ブランド」、「川崎メカニズム認証制度」により、市内事業者の優れた環境技術を認定・認証し、環境に配慮した製品・サービスの開発と浸透の促進等を行っており、今後も、環境分野等の技術開発を行う企業に向けた支援に取り組んでまいります。

また、高津市民館内の地球温暖化防止活動推進センター「CCかわさき交流コーナー」を情報発信の拠点として市民への地球温暖化防止対策の普及啓発を進めているほか、「地球温暖化防止活動推進員」による小学校等での出前講座や、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境啓発施設の活用など様々な取組を進めているところです。

今後も、脱炭素社会の実現に向けて、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」を市民に普及啓発することで、環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進してまいります。

(2) 脱プラスチック社会の推進

継続	「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」に沿って、この問題を市民一人ひとりが正しく認識し、行動に繋げていくための普及啓発や環境学習の取組や実態調査などの取り組みを進めること。
----	--

【回答：環境局 廃棄物政策担当】

プラスチックごみを取り巻く課題の解決に向けて、マイボトルの普及促進に向けた給水スポット導入事業の実施等、事業者とも連携した先進的な取組を推進してまいります。また、より多くの方にプラスチックごみを取り巻く環境を認識していただくために、SNSを活用した広報や環境イベントを開催する等して普及啓発に取り組んでまいります。

加えて、施策の推進に向けて本市におけるプラスチックごみの実態を把握することは重要であることから、普通ごみに含まれるプラスチックごみの量・質やマイクロプラスチックの状況等の実態調査等に引き続き取り組んでまいります。



(1) 少人数学級の推進による学習環境の改善について

継続	<p>一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、初等教育段階から後期中等教育段階までの30人以下学級の早期実現など、子どもたちの学習環境の改善が依然として急務となっている。コロナ禍が続く中で子どもたちの心や学習のケアなどが一層求められている。小学校35人以下学級の標準定数は一定改善されたが、中学校以上の検討も必要である。こうした事態にも柔軟に対応できるよう、国に対して教職員定数の改善や専門職スタッフの配置充実を働きかけるとともに、加配などで市独自の対応も検討・実行すること。</p>
----	--

【回答：教育委員会事務局 教職員企画課】

この度、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられたところでございますので、本市といたしましては、まずは、小学校における必要な教員及び教室の確保に向けて取組を進め、計画的な35人以下学級を推進してまいります。

今後、さらなる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となりますことから、引き続き、さまざまな機会を通じて国に要望してまいります。

(2) 子どもと向き合う時間を確保するための教員の多忙化解消について

補強	<p>学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、長時間勤務の改善が課題となっている。</p> <p>① 業務等を精選し、多忙な勤務実態解消に向けた、条件整備にとりくむこと。コロナ禍では、児童生徒の健康観察や日常の消毒作業に加えて、ICT機器の準備等を教職員が行うことで、授業準備等の他の業務に取りかかる時間が遅くなっている。不測の事態において、新たに増える業務にも対応できる通常時の勤務状態を目指すこと。</p> <p>② 増加する子どもの課題への対応について、新たな業務と何ら条件整備の無い中で、学校に求めないこと。</p> <p>③ 職員の欠員状況が多忙な勤務実態の一因として負担につながっていることから、産休補助教員の導入など欠員の改善に対してもなんらかの手立てを講じること。</p>
----	--

【回答①：教育委員会事務局 教育政策室】

本市では、教職員の長時間勤務の解消に向け、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき取組を推進しているところです。

児童生徒の健康観察や校内の消毒作業、ICT機器の準備等につきましては、学校現場の負担軽減が図られるよう、今後も、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えてまいりたいと考えております。

【回答②：教育委員会事務局 教育政策室】

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応できるよう、教職員が本来的な業務に一層専念できる環境を整え、学校運営体制の再構築に向けた取組を今後も推進してまいります。

【回答③：教育委員会事務局 教職員人事課】

欠員等が生じないように、代替教職員を配置することは重要なことと認識しておりますが、近年、教員志望者が減少していることや、近隣他都市においても多くの代替教職員を任用していること等により、年度途中における要請に対応していただける臨時的任用教職員・非常勤講師の登録者が限られており、速やかな配置がより困難な状況になっているところでございます。

そのため、毎週の志願者登録受付やSNSによる情報の発信、大学向けの説明会など代替教職員の確保に向けて取り組んでおりますが、今後も様々な工夫を行いながら登録者の確保に取り組むとともに、学校運営に支障が生じないよう代替者の速やかな配置に努めてまいります。

(3) 大規模災害等発生時の児童・生徒の安全確保について

継続

大規模災害等発生を想定した新しい防災訓練にあたっては、地域にあった状況を想定し、通信手段や交通手段の遮断を前提に、就学時間中の児童・生徒の安全確保の方法について、学校・家庭・地域と連携した実施要領を検討し、訓練を実施すること。また、学校が避難所として使用される場合の運営のあり方について、行政・教職員・地域住民の担う役割について検討し、訓練を実施すること。児童・生徒の協力体制や、その場合の教育課程のあり方についても検討すること。

【回答：総務企画局 危機管理室】

避難所運営につきましては、地域の自主防災組織を中心に、施設管理者や行政等により構成された「避難所運営会議」などが行うこととしており、災害時、円滑に避難所の運営ができるよう、避難所運営マニュアルの改定を行い、平常時から、各種業務の役割について、事前に検討していただくとともに、避難所運営訓練等を実施していただいております。

【回答：教育委員会事務局 健康教育課】

教育委員会では、大規模地震が発生したことを想定し、児童生徒の安全を確保するための対応の確立と保護者等への周知を目的として、各学校の実状に合わせた避難訓練を実施しています。また、災害発生時の児童生徒の安全確保については、保護者とあらかじめ確認している方法で、下校または一時保護する下校訓練を実施しています。さらに、通信手段が遮断された時のために、学校防災無線の活用訓練を実施し、緊急時の連絡手段についての訓練も全校で行っております。

今後も大規模地震発生時の児童生徒の安全確保のため、様々な事態を想定し、より実践的な訓練を実施することで児童生徒の安全確保に努めてまいります。

(4) 大規模災害に対しての環境整備および、発生時のライフラインの確保、毛布・水・食料などの備蓄、設備の保持、点検について

補強	<p>大規模地震や豪雨に対して、学校施設や登下校の通路も含めて安全性を確認し、環境整備に取り組むこと。また、大規模地震等が発生した場合、学校が避難所として使用されることを想定し、太陽光発電装置や貯水タンクの設置など電気・水道等のライフラインの確保や毛布・飲料水・非常食などの備蓄について検討すること。</p> <p>また、水害時の備蓄倉庫の位置を再検討し、市民が安心して暮らせるよう、万全の体制を確立し、関係機関（者）に周知すること。さらに、災害時に施設不具合により事故などが起きないように、学校の設備の保持、点検を継続的にこなうこと。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策や、高齢者や障がいのある人の体調を考慮し体育館に冷房等の空調設備、とくに女性に配慮した人権対策等もあわせて講じること。</p>
----	---

【回答：総務企画局 危機管理室】

本市では、「川崎市備蓄計画」に基づき、各避難所に備蓄倉庫の整備を進めるとともに、食料品（アルファ化米、粉ミルク）、飲料水、生活必需品（毛布、衛生用品等）や、災害応急活動等に必要となる発電機、投光機、コンロなどの資器材及び燃料、災害用トイレなどを各避難所等に配備しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の課題などを踏まえて、令和2年度にパーテーションとなるテントや簡易ベッド、感染症予防グッズ、消毒液等の清掃物品などを新たに配備したところです。

一方で、近年の気候変動と、新型コロナウイルス感染症対策を前提とした社会変容を踏まえますと、災害への備えや災害時における避難行動（マインドセット）についても見直しが求められています。災害への備えも感染症への備え方も、過度に恐れるのではなく、正しく知って、正しく行動していただくことが大切であり、普段からの備えとして、ハザードマップなどで災害リスクを把握し、いざというときの避難行動を決めておいていただく「マイタイムライン」の作成や備蓄が欠かせないことから、タブロイド版「号外！備える。かわさき」や「ぼうさい出前講座」等を通じて周知に努めているところでございます。

災害は市民一人ひとりの日ごろからの備えと、地域の支え合いや協力なしには乗り越えられません。引き続き、防災啓発を進めてまいります。

【回答：教育委員会事務局 健康教育課】

登下校時の通学路の安全確保につきましては、ハザードマップを確認し、定期的な通学路の点検や危険箇所の周知を図るなど、各学校での安全指導の取組を引き続き進めてまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育環境整備推進室】

市立学校においては、法令等に基づき学校設備等の点検を行うとともに日常的に施設管理者において学校施設の安全性を確認し、不具合については修繕対応を行っているところです。

また、灯油式発電機等の整備や複数熱源化としてプロパンガス設備の設置を完了し、概ね、10kwh以上の太陽光発電が設置されている学校を対象とする蓄電池の整備を今年度に完了する予定です。

体育館における感染症対策、暑さ対策等といたしましては、全ての市立学校体育館への冷風扇の設置を完了したところです。体育館の冷房等の空調設備の整備につきましては、普通教室の空調設備の更新を最優先とする中、検討課題の一つとして捉えているところです。

(5) 公立高校の全日制入学定員数の見直しについて

継続	<p>依然として家庭の経済状況から公立高校のみを選択せざるを得ない生徒が急増している。様々な障害のある生徒のインクルーシブ教育の推進や少人数学級が求められており、全日制を希望するすべての生徒が進学できるよう進路保障が必要である。公私ともに重く受け止め、公私一丸となって全日制進学率の向上を目指すこと。また、特に経済的理由により進学を断念することがないよう、2022年度定員計画策定における公立高校定員枠の見直しを県に強く求めること。</p>
----	--

【回答：教育委員会事務局 指導課】

公立高等学校全日制の募集定員につきましては、公私立高等学校協議会において協議し、公私立高等学校設置者会議における公私の合意をもって定員策定を決定しております。

本市といたしましては、これまでも公私立高等学校協議会等において、経済状況等の社会情勢を踏まえ、全日制募集定員枠の見直しについて、柔軟な対応が図られるよう要望をしてきたところであり、令和4年度の定員計画においても、これまでの経緯を勘案し、全日制進学率の向上を推進するため、公私各々が自らの責任として実現を目指す定員目標を設定する方式により策定することで公私が合意をしております。

今後も公立の目標設定にあたっては、公立中学校卒業予定者数を勘案しながら、全日制への進学率向上に寄与できる定員枠の確保を図っていただけるよう、県、横浜市及び横須賀市と連携を図り、適切に中学生の進路保障がされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(6) 多様な教育・保育ニーズに応えられる政策の確立について

継続	<p>幼保連携や幼小連携を推進し幼児教育の充実に向けて取り組むこと。小学校就学前の子どもが育つ環境が保護者の就労や経済状況などによって有利・不利とならないよう、仕事と生活の両立支援、待機児童の解消など市民の多様な教育・保育ニーズに応え得る政策を確立すること。</p> <p>子どもが2人以上の場合、別々の保育園で預けることを余儀なくされる事も聞く。保育園をはじめとする幼児の保育・教育の数と質の確保を引き続き求める。</p>
----	--

【回答：こども未来局 運営管理課、幼児教育担当、保育対策課】

本市では、幼児理解を深め、教育・保育の充実及び指導力の向上を図るため、就学期に関わる関係機関の教職員・保育士等を対象に研修会を実施するとともに、川崎区及び中原区の保育・子育て総合支援センターと、各区に配置している保育総合支援担当が、幼稚園、保育所及び小学校の連携事業を計画し、園長会議、校長・園長連携会議や授業参観、相互の職員交流等による様々な取組を行い、幼保小の連携を図っております。

さらに、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるように、幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じた園児と児童の交流等も実施しています。

今後、幼児教育と小学校の円滑な接続に向けて、幼児教育と小学校教育との連携を推進するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けて取り組んでまいります。

また、仕事と生活の両立支援、待機児童対策については、本市の「川崎市子ども・若者未来応援プラン」の中に位置づけている重要な施策の一つでありますので、引き続きその取組を積極的に推進してまいります。

幼児の保育・教育の数については、今後の申請状況等を踏まえ、高まる保育ニーズに対応できるよう、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠の確保に努めてまいります。

(7) インクルーシブな学校づくりの推進について

継続	インクルーシブな学校づくりをすすめ、一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応えられるように、特別支援教育非常勤講師と特別支援サポーターの配置拡充など、教育条件整備をはかること。児童生徒の通学校については、保護者の意向を把握し、十分な協議の上で決定すること。また、国に対し、インクルーシブ教育を確立するために必要な予算を措置するよう、強く求めること。障がいのある子どもの後期中等教育を保障し、特別支援学校の過密化・過大規模化に対する具体的対策を県・市が一体となって早急に講じること。
----	--

【回答：教育委員会事務局 指導課】

本市では、第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」において、「インクルーシブ教育システム」について記載するとともに、「支援教育の推進」を施策として位置づけ、共生社会の実現に向け取組を進めております。

平成30年度から、「中学校における校内支援体制構築に向けた非常勤講師」を21校に配置しており、令和3年度には41校に拡充したところです。特別支援教育サポーターにつきましても、平成29年度から高等学校に配置するなど拡充を図っており、適切に配置を行っております。更に、令和3年度からは、特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童に対して外部人材を活用した介助支援人材を配置するなど、支援の充実に取り組んでいるところです。

就学先の決定については、本人・保護者の意見を丁寧に聞き取り、本人・保護者の意見を尊重しながら、合意形成が図られるよう最大限努めてまいります。

国に対しては、教育的ニーズのある児童生徒の支援にかかわる人材配置等の予算措置について今後も要望してまいります。

特別支援学校の過密化・過大規模化については、田島支援学校を平成26年度に再編整備し、また、中央支援学校高等部分教室の受け入れ枠を平成29年度から拡充したところですが、設置義務者である県に対しても引き続き具体的対策等について要望してまいります。

(8) 子どもの学習権保障制度の充実について

継続	昨今の経済格差の拡大により、教育格差はますます広がる一方であり、学びの学習権が保障されている状況とは到底いえない。学習権保障の観点から教育の機会均等・水準確保の充実に取り組むこと。 ①子どもの学習権を保障する観点から、児童・生徒の生活実態把握に努め、就学金補助制度（生保・準保）などの必要な拡充・改善をはかること。また、就学援助
----	---

	<p>については、支給対象者を高校生にも拡大するとともに、認定の際の保護者の経済状況の判断基準を生活保護扶助費より下げ、援助を受けやすくすること。コロナ禍では、特に生活が苦しくなっている家庭も見られることから、迅速かつ的確に対応すること。</p> <p>②川崎市は、国に対し現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金制度の拡充を働きかけること。</p> <p>③国の奨学金制度を補う観点から、自治体独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給制等の制度充実・改善をすること。</p>
--	---

	<p>【回答①：教育委員会事務局 学事課】</p> <p>本市では、就学援助制度により学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対し、学用品費・給食費等を支給しております。就学援助費の認定につきましては、本市では生活保護を受給している要保護者に加え、児童扶養手当を受給しているなどのほか、要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、前年の所得が生活保護基準額以下の方を準要保護者として認定しているところでございます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより家計の急変があった方など、特別な事情があると認められた場合にも、就学援助の対象として柔軟に対応しているところでございます。</p> <p>なお、就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、小学校・中学校の学齢児童又は学齢生徒の保護者を対象としている制度でございますので、高校生は対象としておりませんが、本市の高校生に対する支援として、高等学校に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方を対象とした給付型の奨学金制度がございますので、今後とも本制度を適切に実施してまいります。</p>
--	---

	<p>【回答②：教育委員会事務局 学事課】</p> <p>奨学金制度の改善及び国による給付型奨学金制度の拡充につきましては、国における制度の状況などを注視してまいります。</p>
--	--

	<p>【回答③：教育委員会事務局 学事課】</p> <p>本市におきましては、高等学校等の生徒を対象とし、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方を対象とした給付型の奨学金制度がございます。</p> <p>また、大学生につきましては、保護者が本市に1年以上居住している大学生を対象に、正規の修業年限が終了するまでの間、無利子の貸付による奨学金制度を実施しているところです。</p>
--	---

(9) 大規模災害等により困難な生活にある児童・生徒の支援について

<p>継続</p>	<p>先の東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故だけでなく、大規模災害がもとで川崎市内に移住及び経済的その他やむえない理由で転居してきた児童、生徒に対して安心して生活のできる条件整備に努めること。コロナ禍の中で貧困や教育格差も拡大し、学校行事等も制限され、いじめや新たな差別も生じている。子どもたちに対する差別的ないじめ等が起こらないよう実態の把握に努め、精</p>
-----------	--

	<p>神的ケアや学習保障に向けて、スクールカウンセラーや相談員の拡充など手立てを講じること。</p>
--	--

	<p>【回答：教育委員会事務局 指導課】</p> <p>被災児童・生徒につきましては、安心して学校生活をおくることができる環境づくりとともに、精神的ケアの観点からスクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを積極的に活用することや、学習保障の観点から教材の準備等について弾力的に対応することを、学校に対し依頼しているところでございます。</p>
--	---

(10) 多文化共生教育の充実について

<p>継続</p>	<p>外国につながるのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズが保障されるよう、教育体系の確立と教育条件整備をすすめること。また、「子どもの権利に関する条例」が制定20年目になることや、「差別をゆるさない人権尊重のまちづくり条例」が制定されたことをふまえ、川崎の目指す多文化共生教育のとりくみを広め、より充実させること。</p>
-----------	---

	<p>【回答：教育委員会事務局 教育政策室】</p> <p>外国につながるのある子どもの教育体制の整備に関しましては、国際教室の設置とともに、令和2年度から少数在籍校に対して非常勤講師による巡回指導を実施しています。また、入学や編入学した段階で母語支援員の配置を行い、学校生活への適応や日本語の初期段階の支援、保護者との連携に対する支援等を行っています。また、コミュニケーションを支援するための通訳派遣及び希望する全ての学校・関連機関に翻訳機器を令和2年度中に計136台配置し、児童生徒の支援と共に保護者との連携面でも活用を図っております。</p> <p>「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行20年目を迎えたことや、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定を契機として、今後も人権尊重教育の更なる推進を図ってまいります。</p>
--	---

(11) 外国語教育について

<p>継続</p>	<p>外国語の小学校教科化が本格実施となり、教科が増えることによって、学校現場は授業時数の調整や研修に追われ、実質的に子どもや学校現場への負担は大きくなっている。GIGAスクールの対応やコロナ禍における子どもたちの心のケアなど学級担任の負担は増大していることから、負担を軽減し支援する観点で効率的な改善が必要である。各学校でどのような授業を行っているか、それに伴う課題や実態を把握し、改善していくこと。また、英語指導にあたっては専門性が求められることから、専科教員などの加配も視野に入れるなど、学校現場に則した手立てを講じること。</p>
-----------	---

	<p>【回答：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター】</p> <p>川崎市での小学校外国語教育は、学習指導要領で示されている外国語を用いて「コミュニケーションを図る資質・能力の育成」を踏まえ、児童の学習特性を把握し、児童の興味・関心に沿ったコミュニケーション活動を設定できる学級担任が授業を行っているところです。</p>
--	---

本市における小学校外国語教育は、学級担任が主となって指導計画を作成し、授業の全体をマネジメントすることを基本と考えており、外国人指導助手（ALT）や小学校英語強化教員（ERT）を派遣することで、指導体制の充実を図ると共に、英語面や指導力向上へ向けた取組を支援しています。

また、国の加配定数を活用して、一定の英語力を有する外国語専科教員を配置することで、学級担任の支援を行っています。

(12) 外国人労働者の教育支援について

新規	外国人労働者の子どもの就学に対する支援体制をさらにすすめること。特に日本語の習得が十分でない保護者や子どもたちへの支援や夜間中学の周知につとめること。また、学習上の困難を抱えている子どもたちへの学習支援については、学校教育だけではなく、様々な学習の機会を拡充し、市全体で取り組むこと。
----	--

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

外国人の就学に向けた取組につきましては、外国籍の子どもがいる世帯等に対し、市立小中学校への入学ができること等をお知らせするため、多言語による就学案内（10か国語）や就学ハンドブック（9か国語）を作成し、住民基本台帳をもとに対象の世帯に送付する等、情報提供に努めているところでございます。

また、令和元年度から実施している外国につながる子どもと保護者のための入学前の支援（プレスクール）の開催や、学校等で指導や相談に活用するための翻訳機器を配置（令和2年度配置実績136台）するなどして、支援の拡充を進めております。

また、夜間学級の周知につきましては、今後もポスター、チラシ、ホームページ等を活用して、各関係方面に引き続き広く周知してまいります。

また、地域の寺子屋におきましては、平成30年度から、地域の寺子屋事業を活用し、一部の寺子屋の分教室において、初期日本語学習指導や算数などの基礎学習指導を実施しているところでございます。

(13) GIGAスクール構想について

補強	校内通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末の整備を段階的に行っていくと同時に、教職員への研修などの情報伝達や支援体制の充実、児童生徒の家庭からの理解促進に努めること。また、家庭でのICT機器の使用が想定された際の、通信環境が整っていない家庭の実態把握や支援をおこなうこと。GIGAスクール実施にあたりハード面やソフト面などで出てきた課題に対して十分に検証し、必要な改善や予算措置を行うこと。
----	--

【回答：教育委員会事務局 総合教育センター情報・視聴覚センター】

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるGIGAスクール構想について、本市においては、令和2年度中に市立学校の校内通信ネットワークの整備と義務教育における児童生徒1人1台分端末を整備いたしました。

現在、各学校にGIGAスクール構想推進教師（GSL）を設置し、GIGAスクール構想を中心となって推進していくことができるよう、研修や情報交換を行うとともに、希望研修や要請訪問研修を実施し、GIGA端末の教育活動での活用を支援しております。また、その取

組について、「教育だよりかわさき」等で市民・保護者へ紹介し、啓発を図っているところで
す。今後も教職員の状況を把握し、内容を改善しながら必要な研修を実施してまいります。

貸出用のモバイルルーターについてですが、昨年度、国において、Wi-Fi 環境の整っていない
家庭においても通信環境を早期に整備する方針が示されたことから、国の補正予算を活用し
て約 4,900 台を購入し、各学校へ配備しました。家庭におけるオンライン学習を行う際に、Wi-
Fi 環境の整っていない家庭に貸与し、活用しているところです。

今後も、GIGAスクール構想の取組を進めるうえで発生した課題に対しては、十分な検証
を行い、必要な対応を行ってまいります。

(14) 人権尊重教育に根ざした学校の教育力向上について

新規	<p>「川崎市子どもの権利条例」および「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条 例」の施行により、子どもの人権を尊重した教育の推進と市民への啓発が求められて いる。</p> <p>現在川崎市が進める「かわさき教育プラン」では、基本理念や基本目標を掲げなが ら、新しい課題や状況の変化に柔軟に対応できるように、22年度の第3期実施計画 策定に向けて検討が進めている。</p> <p>基本政策V「学校の教育力を強化する」の観点からも、子どもたちの人権尊重教育 に根ざした授業展開や学級経営等における指導力向上が望めるよう、教職員の働き方 改革の環境整備を一層進め、本務に十分に専念できる時間と研修体制を整備するこ と。</p>
----	---

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

本市では人権尊重教育を全ての教育活動の基盤と位置づけ、さまざまな教育活動を推進して
おります。

学校における人権尊重教育の推進にあたっては、教職員への研修は大変重要であると考えて
おりますので、教職員の働き方改革の観点からもオンライン研修等を取り入れながら、効果的
な研修を推進してまいります。

「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行20年目を迎えたことや、「川崎市差別のない
人権尊重のまちづくり条例」の制定を契機として、今後も人権尊重教育の更なる推進を図っ
てまいります。

以上